江東区公報

目　　次

◎条　　例
江東区議会議員政治倫理条例(29) ……2

◎規　　則
江東区住民基本台帳事務規則の一部を改正する規則(46) ……4
江東区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則等の一部を改正する規則(47) ……8
江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則(48) …… 14
江東区空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則(49) …… 17
江東区職員の期末手当に関する規則及び江東区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(50) …… 41
江東区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則(51) …… 41

◎規　　則（教）
江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則及び江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則(4)…… 79

◎訓　　令
江東区安全衛生管理者等設置規程(12)……80

◎訓　　令（議）
江東区議会議員政治倫理条例施行規程(3)…… 80

◎告　　示
指定障害児相談支援事業所の指定について(235) ……88
保管自転車の処分について（令和７年４月下期）(239) ……88
第１回区議会臨時会の招集について(244) ……88
保管自転車の処分について（令和７年５月上期）(251) ……88
指定介護予防支援事業所を運営する事業者の指定について(259) ……88
指定地域密着型サービス事業者の廃止について(260) ……88
行旅死亡人の告示について(262) ……89
第２回区議会定例会の招集について(267) ……89
保管自転車の処分について（令和７年５月下期）(268) ……90

◎告　　示（教）
江東区指定文化財の指定について(6)…… 91
江東区登録文化財の登録について(7)…… 91
令和７年第５回江東区教育委員会定例会の招集(8)…… 91

◎告　　示（選）
選挙人名簿からの抹消(9) ……92
選挙人名簿からの抹消(10)……92
選挙権を有する者の総数の５０分の１の数、３分の１の数及び６分の１の数(11)……92

◎告　　示（監）
令和６年度第４回定期財務監査の結果について(9) …… 93

◎区 議 会
区議会議決事項 …… 94
（令和７年第１回臨時会）

条　　例

江東区議会議員政治倫理条例を公布する。

令和７年５月２３日

江東区長　　大久保　朋　果

◎江東区条例第２９号

江東区議会議員政治倫理条例

（目的）

第１条　この条例は、江東区議会（以下「議会」という。）及び江東区議会の議員（以下「議員」という。）が区民全体の奉仕者として人格及び倫理の向上に努め、いやしくもその権限又は地位に基づく影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう政治倫理基準を定める等、必要な措置を講ずることにより、区政に対する区民の信頼に応えるとともに、公正で開かれた民主的な区政の発展に寄与することを目的とする。

（議会の役割）

第２条　議会は、前条の目的を達成するため、議員の政治倫理向上に資する取組を進めるとともに、区民に対する説明責任を果たし、議員活動の公正性及び透明性を確保しなければならない。

（議員の責務）

第３条　議員は、区民全体の奉仕者として区政に携わる権能及び責務を深く自覚し、第５条第１項各号に定める政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）、法令、条例等を遵守して活動しなければならない。

２　議員は、自ら研鑽（けんさん）を積み、資質を高めるとともに、区民の信頼に値する倫理性を保持し、区民全体の奉仕者として名誉及び品位を損なうような一切の行為を慎むよう努めなければならない。

３　議員は、議会及び議員の活動を積極的に区民に明らかにし、自ら率先して説明責任を果たさなければならない。

（区民の役割）

第４条　区民は、議員に対し、その権限又は地位の影響力を不正に行使させるよう働き掛ける等、政治倫理基準に違反するいかなる行為も求めてはならない。

２　区民は、区民全体の奉仕者たる議員の活動及び政治姿勢に注目するとともに、議員に対し、当該議員の活動及び政治姿勢について説明を求めることができる。

（政治倫理基準）

第５条　議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1)　区政運営若しくは議会運営に著しく影響を与えるものであって、区民の信用若しくは信頼を失墜させる行為又は不正の疑惑を持たれるおそれのある行為を行わないこと。

(2)　区が行う委託、請負その他の契約又は指定管理者の指定に関し、その権限又は地位の影響力を不正に行使し、特定の個人、企業その他の団体のために有利又は不利な取り計らいをしないこと。

(3)　区の職員並びに区が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している団体及び指定管理者の役職員に対し、その権限又は地位の影響力を利用することにより、公正な職務の執行を妨げ、又は職権を不正に行使する働き掛けをしないこと。

(4)　その権限又は地位の影響力を利用して、職務の公正を疑われるような、いかなる金品の授受等をしないこと。

(5)　その権限又は地位の影響力を利用して、何人に対しても、嫌がらせをし、強制若しくは強要し、又は圧力をかける等、人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をしないこと。

(6)　報告会、チラシ、ＳＮＳ等を利用した情報発信により、誹謗中傷の発言をする等、他人の名誉を毀損し、若しくは人格を損なう一切の行為をしないこと又は第三者をして同様の行為をさせないこと。

２　議員は、政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって、真相を明らかにするとともに、区民及び議会に対して説明責任を果たさなければならない。

（兼業の報告義務）

第６条　議員は、自ら事業を営んでいる者又は当該議員が役員、顧問その他これらに準ずる職（以下「役員等」という。）に就いている法人等で、次の各号のいずれかに該当する場合は、別に定める兼業報告書を速やかに議長に提出しなければならない。当該報告書の内容に変更があったときも同様とする。

(1)　区に対し請負をする主として収益事業を営むもの

(2)　区の許認可が必要な事業を営むもの

(3)　区から補助金等を受け、又は受けようとす

るもの
(4)　区の指定管理者の指定を受けるもの
２　前項の規定は、議員が新たに自ら事業を営むこととなったとき、又は新たに法人等の役員等に就くこととなった場合について準用する。
（請負の報告義務）
第７条　議員は、自らが事業を営んでいる場合の当該事業、又は当該議員が役員等に就いている法人等の事業のうち、前会計年度（当該議員が議員である期間に限る。）における区に対する請負がある場合は、別に定める請負状況等報告書を速やかに議長に提出しなければならない。
２　議員は、議長に提出した請負状況等報告書の内容を訂正する必要があるときは、別に定める請負状況等訂正届を速やかに議長に提出しなければならない。
（報告書等の閲覧）
第８条　議長は、前２条の規定により提出された兼業報告書、請負状況等報告書及び請負状況等訂正届を、当該報告書等を提出した議員の在任期間中、区民からの請求に応じて閲覧に供しなければならない。
（調査請求）
第９条　議員に政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、区民にあっては議員の選挙権を有する者の１，０００人以上の連署をもって、議員にあっては議員定数の８分の１以上の者の連署をもって、それぞれの代表者（以下「請求代表者」という。）から議長に調査請求をすることができる。この場合において、請求代表者は、別に定める調査請求書に当該行為に係る資料を添えて、議長に提出しなければならない。
２　前項の調査請求の内容が議長に関するものであるときは、同項の規定にかかわらず、副議長に調査請求をするものとする。この場合において、次項及び第４項、次条並びに第１３条中「議長」とあるのは、「副議長」と読み替えるものとする。
３　議長は、第１項の調査請求書を受理したときは、その記載内容及び添付資料を確認し、不備があると認めるときは、相当の期間を定めて請求代表者に対し、その補正を命ずることができる。
４　議長は、調査請求の内容が別に定める要件に該当するとき、又は請求代表者が前項の規定による補正命令に従わないときは、当該請求を却下するものとする。調査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなときも同様とする。
５　調査請求は、当該請求に係る行為のあった日の翌日から起算して１年を経過したときは、請求することができない。ただし、正当な理由があると認められるときは、この限りでない。
（政治倫理審査特別委員会の設置等）
第１０条　議長は、前条第３項の規定による確認の結果、調査請求が適正であると認めたときは、江東区議会委員会条例（昭和３１年９月江東区条例第７号。以下「委員会条例」という。）第４条に基づき政治倫理審査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置し、当該調査請求に係る事案（以下「審査事案」という。）の審査を委員会に付託するものとする。
２　委員会の委員の定数は、委員会条例第４条第２項の規定にかかわらず、１１人とする。
（委員会の審査）
第１１条　委員会は、審査事案の審査（以下単に「審査」という。）を付託されたときは、政治倫理基準に違反する行為の存否及び次条に定める措置について審査及び報告する。
２　委員会は、前項の規定による審査を行うため、調査請求の対象となった議員（以下「対象議員」という。）又は関係人に対し、事情聴取等の必要な調査をすることができる。
３　対象議員は、委員会から審査に必要な資料の提出又は委員会への出席要求がある場合、それに従わなければならない。
４　委員会は、審査に際し、対象議員の求めがあったときは、文書又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
５　委員会は、審査を委員会に付託した日から６０日以内に、議長に対し審査結果を報告するように努めるものとする。
６　委員会は、審査に当たっては、委員会条例第２７条の２に規定する参考人として、政治倫理に識見を有する者に出席を求めることができる。
（議会の措置）
第１２条　議会は、前条第５項に規定する委員会からの報告を受けた事項を尊重し、当該対象議員が政治倫理基準に違反したと認められるときは、議会の名誉及び品位を守り、区民の信頼を回復するために必要と認める措置を講ずるものとする。
２　議会は、委員会から対象議員が政治倫理基準に違反していないと報告を受けたときは、当該対象議員の名誉を回復する措置を決定するもの

とする。
（結果の通知及び公表）
第１３条　議長は、審査結果について、議決後、速やかに請求代表者に議決結果を送付するとともに、その概要を公表しなければならない。
（委任）
第１４条　この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

規　　則

江東区住民基本台帳事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年５月２０日

江東区長　　大久保　朋　果

◎江東区規則第４６号

江東区住民基本台帳事務規則の一部を改正する規則

江東区住民基本台帳事務規則（昭和６３年３月江東区規則第２号）の一部を次のように改正する。

別記第４号様式及び別記第５号様式を次のように改める。

別記第４号様式（第３条関係）

（の）　戸　籍　の　附　票

本籍 氏名	
氏の振り仮名	
編製日	
附票に記録されている者	【名】 【名の振り仮名】 【住民票コード】 【生年月日】 【性　別】 【住　所】 【住定日】
附票に記録されている者	【名】 【名の振り仮名】 【住民票コード】 【生年月日】 【性　別】 【住　所】 【住定日】
附票に記録されている者	【名】 【名の振り仮名】 【住民票コード】 【生年月日】 【性　別】 【住　所】 【住定日】

発行番号　　―　　―　　江東区

この写しは、戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。

年　　月　　日

江東区長

別記第５号様式（第３条関係）

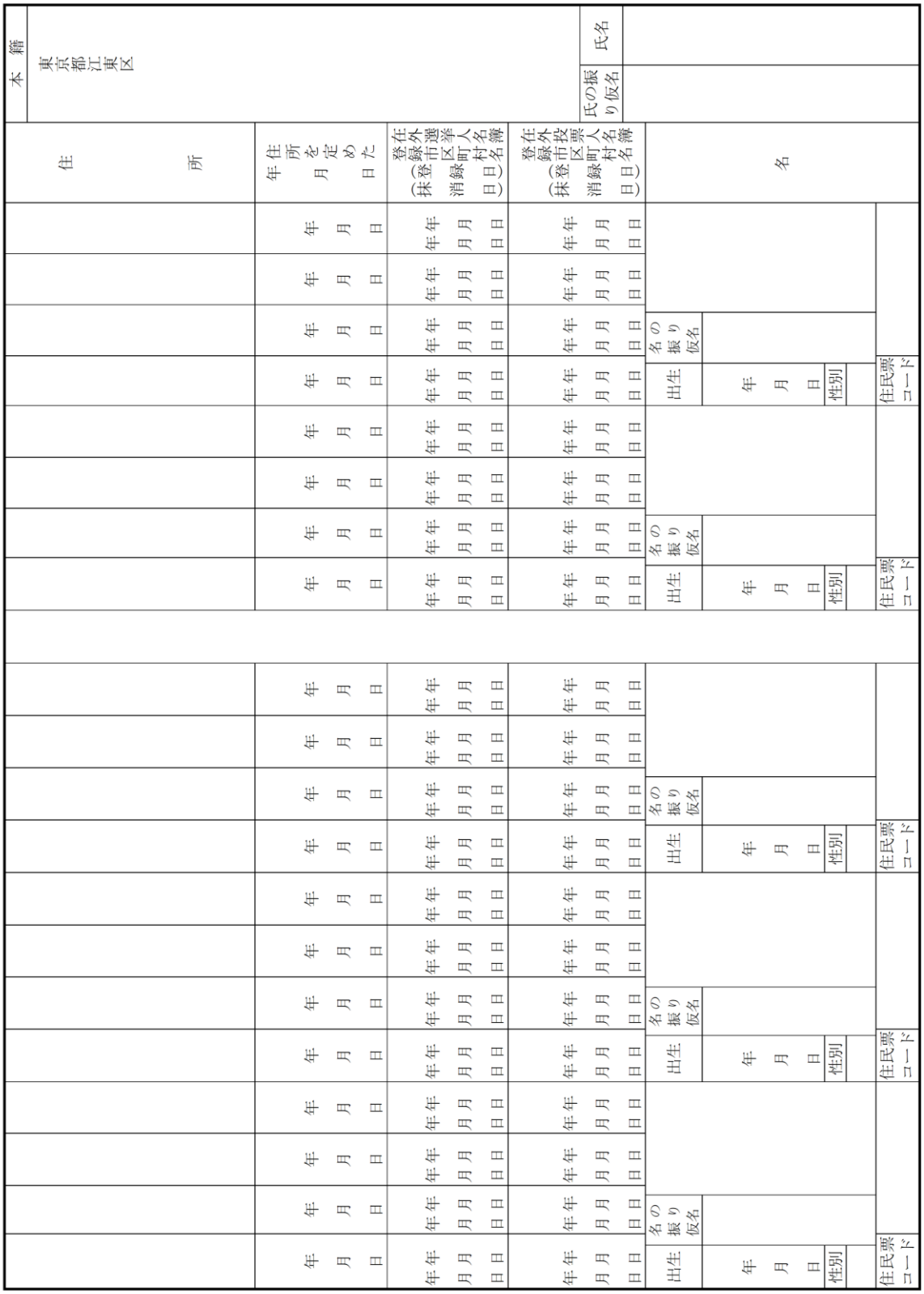

別記第７号様式を次のように改める。

別記第７号様式（第９条関係）

住民基本台帳閲覧申出書
（個人又は法人による申出用）

江東区長　殿

年　　月　　日

<table>
<tr><td rowspan="3">申　　出　　者</td><td>氏　　名
（法人名及び代表者名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住　　所
（所在地）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>連 絡 先</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">（※共同申出者がいる場合）</td><td>氏　　名
（法人名及び代表者名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住　　所
（所在地）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>連 絡 先</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>閲覧事項の利用目的</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>申出に係る住民の範囲</td><td colspan="3">（町丁名、対象年齢、男女別及び抽出件数）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">閲　　覧　　者</td><td>氏　　名</td><td colspan="2">ＴＥＬ</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">閲覧事項取扱者の範囲
（※法人の場合）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>活動責任者</td><td colspan="2">住所又は役職名
氏名</td></tr>
<tr><td>閲覧事項の管理方法</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">（※調査研究に利用する場合）</td><td>成果の取扱い</td><td colspan="3">（公表方法及び公表時期）</td></tr>
<tr><td>実 施 体 制</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">（※委託者がいる場合）</td><td>氏　　名
（法人名及び代表者名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住　　所
（所在地）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>連 絡 先</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※　申出者が法人の場合は、法人印が押印された申出書類が別途必要となります。
　　ただし、本申出書に法人印を押印いただく場合は、上記申出書類は不要です。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年５月２６日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区住民基本台帳事務規則の別記第７号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則等の一部を改正する規則を公布する。

令和７年５月２０日

江東区長　　大久保　朋　果

◎江東区規則第４７号

江東区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

（江東区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部改正）

第１条　江東区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成１２年３月江東区規則第１６号）の一部を次のように改正する。

別記第１２号様式中「係員印」を「係員氏名」に改める。

（江東区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正）

第２条　江東区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成２１年６月江東区規則第５１号）の一部を次のように改正する。

別記第２号様式を次のように改める。

別記第２号様式（第１０条関係）

取下げ届

年　　月　　日

江東区長　　殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

下記の申請を取り下げたいので、江東区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第１０条第１項の規定に基づき届け出ます。

記

１　長期優良住宅建築等計画の認定申請受付番号

第　　号

２　長期優良住宅建築等計画の認定申請受付年月日

年　　月　　日

３　認定に係る住宅の位置

4　取下げの理由

（本欄には記入しないでください。）

受　付　欄	
年　　月　　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）

申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

別記第４号様式から別記第６号様式までを次のように改める。

別記第４号様式（第１１条関係）

工事完了報告書

年　　月　　日

江東区長　　殿

認定計画実施者の住所又は
主たる事務所の所在地
認定計画実施者の氏名又は名称

認定長期優良住宅の建築工事が完了したので、江東区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第１１条第１項の規定に基づき報告します。

記

１　長期優良住宅建築等計画の認定番号
第　　号

２　長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年　　月　　日

３　認定に係る住宅の位置

４　建築工事が完了したことを確認した建築士等
（　級）建築士（　）登録第　　号
住所
氏名
（　級）建築士事務所（　）知事登録第　　号
名称
所在地

（本欄には記入しないでください。）

受　付　欄	
年　　月　　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）

１　認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

２　建築工事が完了したことを確認した者が建築士以外の場合には、建築士の住所・氏名の欄にその者の住所・氏名（建築士事務所の名称・所在地の欄にその者が所属する法人の名称・所在地）を記入してください。

別記第５号様式（第１１条関係）

状況報告書

年　　月　　日

江東区長　　殿

認定計画実施者の住所又は
主たる事務所の所在地
認定計画実施者の氏名又は名称

江東区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第１１条第２項の規定に基づき、下記のとおり建築及び維持保全の状況について報告します。

記

１　長期優良住宅建築等計画の認定番号

第　　号

２　長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年　　月　　日

３　認定に係る住宅の位置

４　報告の内容

（本欄には記入しないでください。）

受　付　欄	
年　　月　　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）

認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

別記第６号様式（第１２条関係）

取りやめ届

年　　月　　日

江東区長　　殿

認定計画実施者の住所又は
主たる事務所の所在地
認定計画実施者の氏名又は名称

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、江東区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第１２条第１項の規定に基づき届け出ます。

記

１　長期優良住宅建築等計画の認定番号
第　　号

２　長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年　　月　　日

３　認定に係る住宅の位置

（本欄には記入しないでください。）

受　付　欄	
年　　月　　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）
認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

（江東区不燃化推進特定整備地区における老朽建築物等の適正管理に関する条例施行規則の一部改正）

第３条　江東区不燃化推進特定整備地区における老朽建築物等の適正管理に関する条例施行規則（平成２６年６月江東区規則第３１号）の一部を次のように改正する。

別記第６号様式中「印」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則、江東区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則及び江東区不燃化推進特定整備地区における老朽建築物等の適正管理に関する条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年５月２０日

江東区長　　大久保　朋　果

◎江東区規則第４８号

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

江東区特別区税条例施行規則（昭和４０年３月江東区規則第１４号）の一部を次のように改正する。

別記第１４号様式を次のように改める。

別記第１４号様式（第１２条関係）

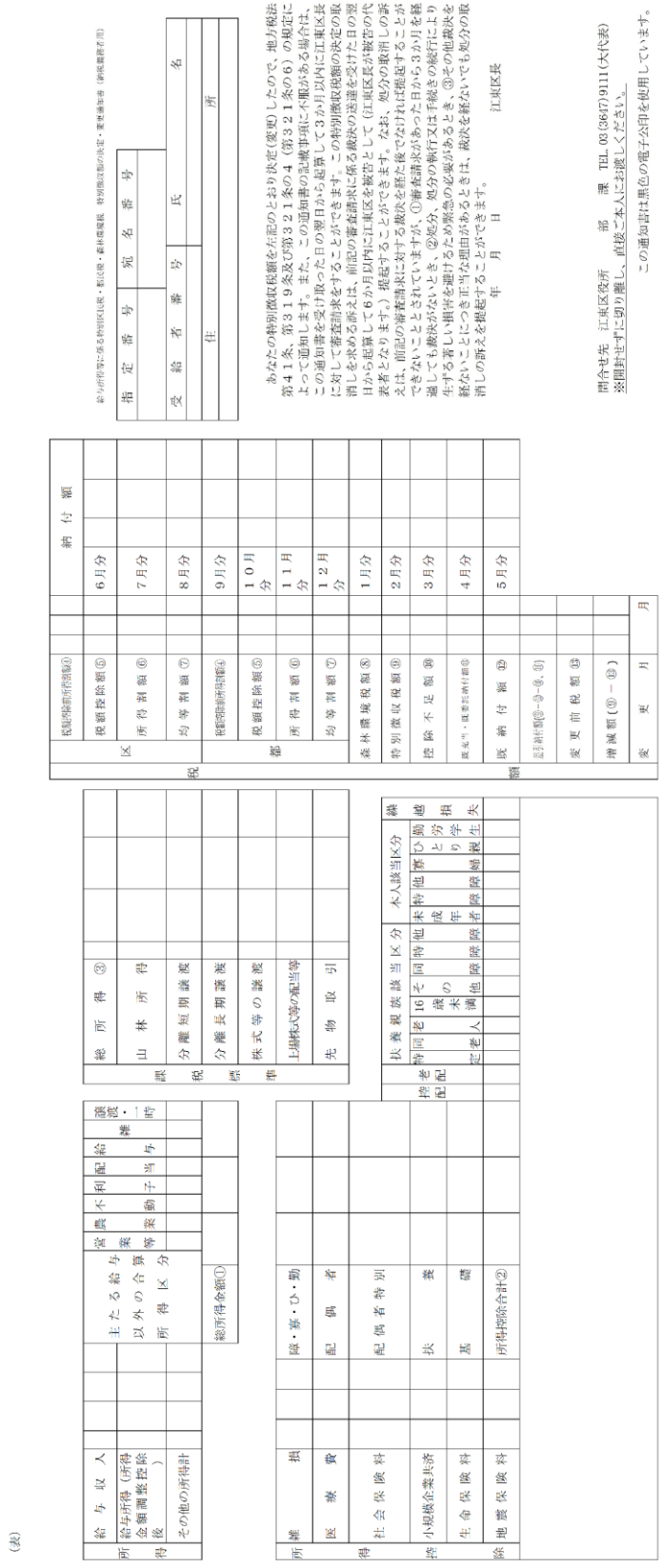

（裏）

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③

課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④

税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥

所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧－特別徴収税額⑨

特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

（注）1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。

3 「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

・均等割

特別区民税 3,000円 都民税 1,000円

・所得割(総合課税分)

特別区民税 6% 都民税 4%

・森林環境税 1,000円

◎所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)

社会保険料控除等		支払金額	
		支払金額	控除額
生命保険料控除	新契約	12,000円以下のとき	全額
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1／2＋6,000円
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1／4＋14,000円
		56,000円超のとき	28,000円
	旧契約	15,000円以下のとき	全額
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1／2＋7,500円
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1／4＋17,500円
		70,000円超のとき	35,000円
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)		
		支払金額	控除額
地震保険料控除	地震保険料	50,000円以下のとき	支払金額の1／2
		50,000円超のとき	25,000円
	旧長期契約	5,000円以下のとき	全額
		5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1／2＋2,500円
		15,000円超のとき	10,000円
	地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円		

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	48万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

障害者控除 (特別障害者) (同居特別障害者)	26万円 30万円 53万円	扶養控除 一般	33万円
		扶養控除 老人	38万円
寡婦控除	26万円	扶養控除 特定	45万円
ひとり親控除	30万円	扶養控除 同居老親等	45万円
勤労学生控除	26万円		

基礎控除	納税者本人の所得金額	
	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超2,450万円以下	29万円
	2,450万円超2,500万円以下	15万円

◎税額控除（調整控除）

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

合計課税所得金額が200万円以下の者

次の①と②のいずれか少ない額の5%（都民税2%、特別区民税3%）に相当する金額

① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

② 合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の者

①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（都民税2%、特別区民税3%）に相当する金額

① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
基礎控除		5万円	納税者本人の所得金額				
障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円	配偶者特別控除	48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円
寡婦控除		1万円		50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円
ひとり親控除	父	1万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
	母	5万円		特定	18万円	同居老親等	13万円
勤労学生控除		1万円					

◎税額控除（配当控除）

種類 ＼ 課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	特別区民税	都民税	特別区民税	都民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）

② 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

特別区民税	3／5	都民税	2／5

◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区分	特別区民税	都民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3／5	2／5

◎税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の都民税は4%、特別区民税は6%に相当する金額

1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

2 東京都共同募金会又は日本赤十字社東京都支部に対する寄附金

3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として東京都又は江東区の条例で定めるもの

4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として東京都又は江東区の条例で定めるもの

ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の都民税は5分の2、特別区民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区特別区税条例施行規則の別記第１４号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則を公布する。

令和７年５月２０日

江東区長　　大久保　朋　果

◎江東区規則第４９号

江東区空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

（趣旨）

第１条　この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）の施行に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成２７年総務省令・国土交通省令第１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（報告徴収）

第２条　法第９条第２項の規定による報告の徴収は報告徴収書（別記第１号様式）により、同項の規定による報告は報告書（別記第２号様式）により行うものとする。

（立入調査等）

第３条　法第９条第３項の規定による通知は、立入調査通知書（別記第３号様式）により行うものとする。

２　法第９条第４項に規定する証明書は、立入調査員証（別記第４号様式）とする。

（助言又は指導）

第４条　法第１２条の規定による助言は、口頭その他の方法により行うものとする。

２　法第１３条第１項の規定による指導は、指導書（別記第５号様式）により行うものとする。

３　法第２２条第１項の規定による助言は、口頭その他の方法により行うものとする。

４　法第２２条第１項の規定による指導は、指導書（別記第６号様式）により行うものとする。

（勧告）

第５条　法第１３条第２項の規定による勧告は、勧告書（別記第７号様式）により行うものとする。

２　法第２２条第２項の規定による勧告は、勧告書（別記第８号様式）により行うものとする。

（命令）

第６条　法第２２条第３項の規定による命令は、命令書（別記第９号様式）により行うものとする。

（命令に係る事前通知書等）

第７条　法第２２条第４項の通知書は、命令に係る事前の通知書（別記第１０号様式）とする。

２　法第２２条第４項の意見書は、意見書（別記第１１号様式）とする。

３　法第２２条第４項及び第６項に規定する代理人は、あらかじめ、その委任状を区長に提出しなければならない。

（意見の聴取の請求等）

第８条　法第２２条第５項の規定による請求は、意見聴取請求書（別記第１２号様式）により行うものとする。

２　法第２２条第７項の規定による通知は、意見聴取通知書（別記第１３号様式）により行うものとする。

３　法第２２条第７項の規定による公告は、標識（別記第１４号様式）による標識の設置及び江東区公告式条例（昭和２９年１２月江東区条例第７号）第２条第２項に規定する門前掲示場への掲示その他の方法により行うものとする。

（代執行）

第９条　法第２２条第９項の規定により行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせる場合の同法第３条第１項の規定による戒告は、戒告書（別記第１５号様式）により行うものとする。

２　前項に規定する場合における行政代執行法第３条第２項の代執行令書は、代執行令書（別記第１６号様式）とする。

３　第１項に規定する場合における行政代執行法第４条に規定する証票は、執行責任者証（別記第１７号様式）とする。

４　第１項に規定する場合における行政代執行法第５条の規定による納付の命令は、代執行費用納付命令書（別記第１８号様式）により行うものとする。

（公示の方法）

第１０条　法第２２条第１３項の規定による公示は、法及び規則で定める方法のほか、江東区公告式条例第２条第２項に規定する門前掲示場への掲示その他の方法により行うものとする。

（委任）
第１１条　この規則の施行に際し必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第１号様式（第２条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

江東区長　　印

報告徴収書

あなたが所有又は管理する下記空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第２２条第１項から第３項までの規定の施行のため、下記のとおり法第９条第２項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

１　対象となる空家等
　所在地
　用　途
　所有者等の住所及び名称又は氏名

２　報告を求める内容

３　問合せ先及び報告書の提出先

４　報告書の提出期限　　年　　月　　日

（注意）
(1)　上記４の期限までに上記３の者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第３０条第２項の規定に基づき、２０万円以下の過料に処されることになります。
(2)　当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合は、法第２２条第１項から第３項までの規定に基づき、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言、指導、勧告又は命令を行うことがあります。また、同条第３項の規定により命じられた措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても期限までに完了する見込みがないときは、同条第９項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

教　示

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第２号様式（第２条関係）

第　　号
年　　月　　日

江東区長　殿

報告者　住所
氏名　　印
電話番号
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、代表者印及び電話番号）

報　告　書

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第９条第２項の規定に基づき、　　年　　月　　日　　第　　号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

１　対象となる空家等
所在地
用　途
所有者等の住所及び名称又は氏名

２　報告事項

３　添付書類

（注意）
(1)　上記２及び３について、虚偽の報告をした者は、法第３０条第２項の規定に基づき、２０万円以下の過料に処されることになります。
(2)　報告者の氏名（法人の場合にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。

別記第３号様式（第３条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

江東区長　　印

立入調査通知書

あなたが所有又は管理する空家等が管理不全な状態にあるので、空家等対策の推進に関する特別措置法第９条第３項の規定により、下記のとおり立入調査を実施するので通知します。

記

１　対象となる空家等
　所在地
　所有者等の住所及び名称又は氏名

２　立入調査を実施しようとする事由

３　立入調査の実施予定日　　年　　月　　日

４　立入調査を行う者　　区職員（及び区長が委任した者）　　名

５　問合せ先

別記第４号様式（第３条関係）

（表）

第　　号

立入調査員証

所　　属

職名又は資格

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

（写真）

上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第９条第２項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。

年　　月　　日発行（　　年　　月　　日まで有効）

江　東　区　長　　印

（裏）

この証票を携帯する者は、空家等対策の推進に関する特別措置法により、空家等に関し必要な調査を行うことができます。なお、その関係条文は次のとおりです。

空家等対策の推進に関する特別措置法　抜粋

（立入調査等）
第９条　市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。
２　市町村長は、第２２条第１項から第３項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
３　市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その５日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
４　第２項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
５　第２項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第２２条　市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。
２　市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
３　市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
４～１７（略）

第３０条　第２２条第３項の規定による市町村長の命令に違反した者は、５０万円以下の過料に処する。
２　第９条第２項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、２０万円以下の過料に処する。

注意
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

別記第５号様式（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

江東区長　　印

指　導　書

あなたの所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第１３条第１項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、法第２条第２項に定める「特定空家等」に該当することを防止するために必要な措置をとるよう、法第１３条第１項の規定に基づき指導します。

記

１　対象となる管理不全空家等
　所在地
　所有者等の住所及び名称又は氏名

２　必要な措置の内容

３　指導するに至った事由

４　措置の期限　　年　　月　　日

５　問合せ先

（注意）
(1)　上記４の期限までに上記２に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記５に示す問合せ先まで報告をしてください。
(2)　上記４の期限までに正当な理由なく上記２に示す措置をとらなかった場合は、法第１３条第２項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
(3)　上記１に係る敷地が、地方税法第３４９条の３の２又は同法第７０２条の３の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、前述の勧告を受けたときは、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

別記第６号様式（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

江東区長　　印

指　導　書

あなたの所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第２条第２項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、下記のとおり必要な措置をとるよう、法第２２条第１項の規定に基づき指導します。

記

１　対象となる特定空家等
　所在地
　所有者等の住所及び名称又は氏名

２　必要な措置の内容

３　指導するに至った事由

４　措置の期限　　年　　月　　日

５　問合せ先

（注意）
(1)　上記４の期限までに上記２に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記５に示す問合せ先まで報告をしてください。
(2)　上記４の期限までに正当な理由なく上記２に示す措置をとらなかった場合は、法第２２条第２項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
(3)　上記１に係る敷地が、地方税法第３４９条の３の２又は同法第７０２条の３の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、前述の勧告を受けたときは、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

別記第７号様式（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

江東区長　　印

勧　告　書

あなたの所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第１３条第１項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して必要な措置をとるように指導しましたが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第２条第２項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第１３条第２項の規定に基づき勧告します。

記

１　対象となる管理不全空家等
　所在地
　所有者等の住所及び名称又は氏名

２　勧告に係る措置の内容

３　勧告に至った事由

４　問合せ先

（注意）

(1)　上記２に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記４に示す問合せ先まで報告してください。

(2)　上記１に係る敷地が、地方税法第３４９条の３の２又は同法第７０２条の３の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

(3)　上記２の措置が実施されず、法第２条第２項に定める「特定空家等」となった場合、必要に応じて、法第２２条に基づき、必要な措置をとることとなります。

別記第８号様式（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

江東区長　　印

勧　告　書

あなたの所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第２条第２項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して必要な措置をとるように指導しましたが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり法第２２条第２項の規定に基づき勧告します。

記

１　対象となる特定空家等
　所在地
　所有者等の住所及び名称又は氏名

２　勧告に係る措置の内容

３　勧告に至った事由

４　措置の期限　　年　　月　　日

５　問合せ先

（注意）

(1)　上記４の期限までに上記２に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記５に示す問合せ先まで報告してください。

(2)　上記４の期限までに正当な理由なく上記２に示す措置をとらなかった場合は、法第２２条第３項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

(3)　上記１に係る敷地が、地方税法第３４９条の３の２又は同法第７０２条の３の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

(4)　災害その他非常の場合においては、法第２２条第１１項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

別記第９号様式（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

江東区長　　印

命　令　書

あなたの所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第２条第２項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、法第２２条第２項に基づき、　　年　月　日　　第　　号により必要な措置をとるよう勧告を行いましたが、現在に至っても必要な措置がとられていません。

ついては、法第２２条第３項に基づき下記のとおり措置をとることを命令します。

記

１　対象となる特定空家等
　所在地
　所有者等の住所及び名称又は氏名

２　措置の内容

３　命ずるに至った事由

４　措置の期限　　年　　月　　日

５　問合せ先

（注意）

(1)　上記２に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記５に示す問合せ先まで報告してください。

(2)　本命令に違反した場合は、法第３０条第１項の規定に基づき、５０万円以下の過料に処せられます。

(3)　上記５の期限までに上記２の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第２２条第９項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

教　示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

　なお、上記１の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第１０号様式（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

江東区長　　印

命令に係る事前の通知書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第２条第２項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、　　年　　月　　日　　第　　号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。このまま措置が講じられない場合には、法第２２条第３項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第２２条第４項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第５項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から５日以内に、江東区長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。

記

１　対象となる特定空家等
　所在地
　所有者等の住所及び名称又は氏名

２　命じようとする措置の内容

３　命ずるに至った事由

４　意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
　送付先　　江東区東陽四丁目１１番２８号
　　江東区　　部　　課長　宛
　問合せ先

５　意見書の提出期限　　年　　月　　日

（注意）
上記２に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記４に示す問合せ先まで報告してください。

別記第１１号様式（第７条関係）

年　　月　　日

江東区長　殿

提出者　住所
氏名　　印
電話番号
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、代表者印及び電話番号）

意　見　書

私が所有又は管理をしている特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第２２条第４項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

１　特定空家等の所有者等
住所及び名称又は氏名
所有者等の区分　　建物所有者・土地所有者・管理者

２　特定空家等の概要
(1)　所在地
(2)　敷地規模　　面積　　約　　㎡
(3)　建築物規模　　用途　　構造　　造　　階建
建築面積　　約　　㎡　　延べ床面積　　約　　㎡

３　命令の原因となる事実についての意見

４　証拠書類等の提出
有（書類の名称：　　）　・　無

（注意）
提出者の氏名（法人の場合にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。

別記第１２号様式（第８条関係）

年　　月　　日

江東区長　殿

請求者　住所
氏名　　印
電話番号
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、代表者印及び電話番号）

意見聴取請求書

年　　月　　日　　第　　号により命令の事前通知があった空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第２２条第５項の規定により、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を請求します。

（注意）
請求者の氏名（法人の場合にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。

別記第１３号様式（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

江東区長　　印

意見聴取通知書

年　　月　　日付けで請求のあった意見聴取について、下記のとおり実施しますので通知します。

記

１　意見の聴取の期日　　年　　月　　日

２　意見の聴取の場所

３　対象となる特定空家等
所在地
所有者等の住所及び名称又は氏名

４　命じようとする措置の内容

５　問合せ先

別記第１４号様式（第８条関係）

標　　識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第２２条第３項の規定に基づき措置をとることを、　　年　　月　　日　　第　　号により、命ぜられています。

記

１　対象となる特定空家等
　　所在地
　　建築物等の概要

２　措置の内容

３　命ずるに至った事由

４　命令の責任者

５　措置の期限　　年　　月　　日

６　問合せ先

別記第１５号様式（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

江東区長　　印

戒　告　書

あなたに対し　　年　　月　　日　　第　　号によりあなたの所有又は管理する下記特定空家等に必要な措置を行うよう命じました。この命令を　　年　　月　　日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第２２条第９項の規定に基づき、下記特定空家等に必要な措置を執行いたしますので、行政代執行法第３条第１項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第５条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行により特定空家等及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

１　特定空家等

(1)　所在地

(2)　敷地規模　　面積　　約　　㎡

(3)　建築物規模　　用途　　構造　　造　　階建

建築面積　　約　　㎡　　延べ床面積　　約　　㎡

(4)　所有者等の住所及び名称又は氏名

２　問合せ先

教　示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

　なお、上記１の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第１６号様式（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

江東区長　　印

代執行令書

　　年　　月　　日　　第　　号によりあなたの所有する下記特定空家等を年　　月　　日までに必要な措置をするよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法第２２条第９項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第３条第２項の規定により通知します。

　また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第５条及び第６条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行により特定空家等及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

１　代執行の対象となる特定空家等
　所在地
　建築物等の概要

２　代執行の内容

３　代執行の時期
　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

４　代執行責任者

５　代執行に要する費用の概算見積額

６　問合せ先

教　示

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第１７号様式（第９条関係）

（表）

執行責任者証

代執行責任者

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。

年　　月　　日

江　東　区　長　　印

記

１　代執行を行う事項
代執行令書（　　年　　月　　日　　第　　号）記載の特定空家等に係る措置

２　代執行を行う時期
年　月　日から　　年　月　日までの間

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

（特定空家等に対する措置）

第２２条（略）

２～８（略）

９　市町村長は、第３項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

１０　第３項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）を確知することができないとき（過失がなくて第１項の助言若しくは指導又は第２項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第３項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。

（略）

１１　市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第３項から第８項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

１２～１７（略）

行政代執行法（抜粋）

第４条　代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

別記第１８号様式（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

江東区長　　印

代執行費用納付命令書

あなたが所有又は管理をしている特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第２２条第９項の規定に基づく代執行を　　年　　月　　日に行ったので、行政代執行法第５条の規定により、下記のとおり当該代執行に要した費用を納付するよう命令します。

納付に係る費用は、同封の納入通知書により、江東区指定金融機関又は収納代理金融機関の窓口でお支払いください。

記

１　代執行を行った特定空家等
　　所在地
　　建築物等の概要

２　代執行の内容

３　代執行を行った経緯及び理由

４　納付金額　　金　　円

５　納付内訳

６　支払期限　　年　　月　　日

７　問合せ先

江東区職員の期末手当に関する規則及び江東区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年５月２０日

江東区長　　大久保　朋　果

◎江東区規則第５０号

江東区職員の期末手当に関する規則及び江東区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（江東区職員の期末手当に関する規則の一部改正）

第１条　江東区職員の期末手当に関する規則（昭和５０年３月江東区規則第２７号）の一部を次のように改正する。

別記第３号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（江東区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

第２条　江東区職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和３２年７月江東区規則第４号）の一部を次のように改正する。

別記第２４号様式から別記第２６号様式までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区職員の期末手当に関する規則及び江東区職員の退職手当に関する条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年６月２日

江東区長　　大久保　朋　果

◎江東区規則第５１号

江東区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

江東区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成１１年３月江東区規則第２４号）の一部を次のように改正する。

第１条の次に次の３条を加える。

（積極的疫学調査等命令書）

第１条の２　法第１５条第８項（法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定により質問又は調査に応ずべきことの命令を行うとき、又は行ったときは、積極的疫学調査等命令書（別記第１号様式）により通知しなければならない。

（検体提出等勧告書）

第１条の３　法第１６条の３第１項（法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）及び法第４４条の１１第１項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告を行うとき、又は行ったときは、検体提出等勧告書（別記第１号の２様式）により通知しなければならない。

（検体採取措置書）

第１条の４　法第１６条の３第３項（法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）及び法第４４条の１１第３項の規定により検体採取の措置を行うとき、又は行ったときは、検体採取措置書（別記第１号の３様式）により通知しなければならない。

第２条中「及び」を「（法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）及び法」に、「別記第１号様式」を「別記第１号の４様式」に改める。

第３条中「及び」を「（法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）及び法」に改める。

第４条中「第１８条第１項」の次に「（法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加える。

第５条及び第６条中「第２６条において準用する場合を含む。）及び」を「第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合、法第２６条において準用する場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）及び法」に改める。

第７条及び第８条中「第２６条において準用する場合を含む。）並びに」を「第４４条の９第１

項の規定に基づく政令によって準用される場合、法第２６条において準用する場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）並びに法」に改める。

第８条の次に次の２条を加える。

（検体提出等命令書）

第８条の２　法第２６条の３第１項及び法第２６条の４第１項の規定（これらの規定が、法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）並びに法第５０条第１項の規定による検体若しくは感染症の病原体の提出若しくは検体採取の命令を行うとき、又は行ったときは、検体提出等命令書（別記第７号の２様式）により通知しなければならない。

（検体収去等措置書）

第８条の３　法第２６条の３第３項及び法第２６条の４第３項の規定（これらの規定が、法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）並びに法第５０条第１項の規定による検体若しくは感染症の病原体の無償での収去若しくは検体採取の措置を行うとき、又は行ったときは、検体収去等措置書（別記第７号の３様式）により通知しなければならない。

第９条中「、第２９条第１項及び」を「及び法第２９条第１項の規定（これらの規定が、法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）並びに法」に改める。

第１０条第１項を次のように改める。

法第３７条第１項に規定する申請は医療費公費負担申請書（別記第９号様式）により、法第４４条の９第１項の規定により準用される法第３７条第１項に規定する申請、法第８条各項の規定により適用される法第３７条第１項に規定する申請及び法第５３条第１項の規定により適用される法第３７条第１項に規定する申請は医療費公費負担申請書（別記第９号の２様式）によるものとする。

第１０条第５項中「第３７条第２項」の次に「（法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加える。

第１７条中「第３８条第８項」を「第３８条第１０項」に改める。

第１９条第１項を次のように改める。

法第４２条第１項に規定する申請は療養費支給申請書（別記第２３号様式）により、法第４４条の９第１項の規定により準用される法第４２条第１項に規定する申請、法第８条各項の規定により適用される法第４２条第１項に規定する申請及び法第５３条第１項の規定により適用される法第４２条第１項に規定する申請は療養費支給申請書（別記第２３号の２様式）によるものとする。

第２１条中「別記第２６号様式」を「別記第３２号様式」に改め、同条を第２４条とする。

第２０条中「別記第２５号様式」を「別記第３１号様式」に改め、同条を第２３条とする。

第１９条の次に次の３条を加える。

（報告又は協力の求め）

第２０条　法第４４条の３第１項及び法第５０条の２第１項の規定により報告又は協力の求めを行うとき、又は行ったときは、報告又は協力の要請書（別記第２５号様式）により通知しなければならない。

２　法第４４条の３第２項及び法第５０条の２第２項の規定により報告又は協力の求めを行うとき、又は行ったときは、報告又は協力の要請書（別記第２６号様式）により通知しなければならない。

（新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者等の医療費の公費負担）

第２１条　法第４４条の３の２第１項及び法第５０条の３第１項に規定する申請は医療費公費負担申請書（別記第２７号様式）により、法第４４条の９第１項の規定により準用される法第４４条の３の２第１項及び法第８条第２項又は第３項の規定により適用される法第４４条の３の２第１項に規定する申請は医療費公費負担申請書（別記第２７号の２様式）によるものとする。

２　前項の規定による申請書の作成に際し、患者の病状等やむを得ない事由により、当該患者又はその保護者が申請書を作成できない場合は、当該患者に対して外出しないことの協力を求めた保健所又は医療を行った第二種協定指定医療機関は、当該患者又はその保護者の同意に基づき申請書の作成を代行することができる。

３　区長は、第１項の申請に基づき公費負担することを決定したときは、医療費公費負担決定通知書（別記第２８号様式）により申請者に通知

するものとする。
４　法第４４条の３の２第２項（法第４４条の９第１項の規定により準用される場合を含む。）及び法第５０条の３第２項の規定による患者等の自己負担の額は、別表に定めるところにより区長が認定する。
５　第３項に規定する公費負担の決定に当たり、別表に定める認定基準により当該患者等の自己負担が生じる場合は、区長は金額を明示してこれを通知し、患者等に対し当該自己負担に係る請求をするものとする。
６　区長は、特別の事情があると認めるときは、第４項の認定による自己負担額を変更し、又は請求を猶予することができる。
（新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者等の療養費の支給の申請）
第２２条　法第４４条の３の３第１項及び法第５０条の４第１項に規定する申請は療養費支給申請書（別記第２９号様式）により、法第４４条の９第１項の規定により準用される法第４４条の３の３及び法第８条第２項又は第３項の規定により適用される法第４４条の３の３第１項に規定する申請は療養費支給申請書（別記第２９号の２様式）によるものとする。
２　区長は、前項の申請により療養費を支給することを決定したときは、療養費支給決定通知書（別記第３０号様式）により申請者に通知するものとする。
３　療養費の支給の申請及び患者等の自己負担については、前条第２項及び第４項から第６項までの規定を準用する。
別表中「第１０条」を「第１０条、第２１条」に改め、同表１の項中「の入院患者」を「（法第４４条の３の２第２項において準用する場合、法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合、法第５０条の３第２項において準用する場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の患者」に、「について法第１９条、第２０条」を「について、法第１９条、法第２０条」に、「又は第４６条」を「若しくは法第４６条」に、「の属する年度（当該入院のあった」を「又は法第４４条の３第２項若しくは法第５０条の２第２項の規定による外出しないことの協力の求めのあった月の属する年度（当該」に改め、「入院に」を削る。
別記第１号様式を次のように改める。

別記第１号様式（第１条の２関係）

第　　号
年　　月　　日

様

江東区保健所長　　印

積極的疫学調査等命令書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第１５条第８項（第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定により、下記のとおり質問又は調査に応ずべきことを命令します。

記

１　対象者

(1)　氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)　住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　感染症の名称

類　　型	感染症
疾　病　名	

３　命令の理由

当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要があると認められるため。

４　その他

(1)　質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなく調査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合は、法第８１条の規定により、３０万円以下の過料に処される場合があります。

(2)　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。

(3)　この処分については、上記(2)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(2)の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

(4)　ただし、上記(2)又は(3)の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第１号様式の次に次の３様式を加える。

別記第１号の２様式（第１条の３関係）

第　　号
年　　月　　日

様

江東区保健所長　　印

検体提出等勧告書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
｛第１６条の３第１項（第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）
第４４条の１１第１項｝の規定により、下記のとおり検体の提出又は採取に応じるべきことを勧告します。

記

１　対象者
(1)　氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(2)　住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　感染症の名称

類　　型	感染症
疾　病　名	

３　期限

４　勧告の理由
当該感染症のまん延を防止するため必要があると認められるため。

５　その他
この勧告に従わない場合、保健所は検体採取の措置を実施することがあります。

別記第１号の３様式（第１条の４関係）

第　　号
年　　月　　日

様

江東区保健所長　　印

検体採取措置書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
｛　第１６条の３第３項（第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）
　第４４条の１１第３項　｝の規定に
より、下記のとおり検体採取を措置します。

記

１　対象者
(1)　氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(2)　住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　感染症の名称

類　　型	感染症
疾　病　名	

３　採取日時等

採取日時	
採取場所	
方　　法	

４　措置の理由
当該感染症のまん延を防止するために必要があると認められるため。

５　その他
(1)　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。
(2)　この処分については、上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。
(3)　ただし、上記(1)又は(2)の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第１号の４様式（第２条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

江東区保健所長　　印

健康診断勧告書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
｛第１７条第１項（第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）
第４５条第１項｝の規定により、
下記のとおり健康診断を勧告します。

記

１　対象者

(1)　氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)　住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　感染症の名称

類　　型	感染症
疾　病　名	

３　受診先等

受　診　先	
受診期限	

４　勧告の理由

当該感染症のまん延を防止するために必要があると認められるため。

５　その他

(1)　上記の受診先で健康診断を受けられる場合は、無料となります。一般医療機関で健康診断を受診される場合は、費用を負担していただきます。この場合、健康診断の結果を保健所にお知らせください。

(2)　今回の健康診断を受けない場合は、健康診断の措置を行うことがあります。

別記第２号様式から別記第７号様式までを次のように改める。

別記第２号様式（第３条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

江東区保健所長　　印

健康診断措置書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
｛第１７条第２項（第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）
第４５条第２項｝の規定により、
下記のとおり健康診断を措置します。

記

１　対象者
(1)　氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(2)　住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
２　感染症の名称

類　　型	感染症
疾　病　名	

３　受診場所等

受診日時	
受診場所	
方　　法	

４　措置の理由
当該感染症のまん延を防止するために必要があると認められるため。
５　その他
(1)　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。
(2)　この処分については、上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。
(3)　ただし、上記(1)又は(2)の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第３号様式（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

江東区保健所長　　印

就業制限等通知書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第１８条第１項（第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

１　医師からの届出内容

当該者	氏名	
	住所	
感染症の名称	類型	感染症
	疾病名	（患者　　疑似症患者　　無症状病原体保有者）
症状		
初診年月日		年　　月　　日
診断年月日		年　　月　　日
診断方法		

２　就業制限

(1)　就業が制限される業務　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)　就業が制限される期間　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　その他

(1)　就業が制限されている業務に従事した場合は、法第７７条第４号の規定により５０万円以下の罰金に処せられることがあります。

(2)　病原体を保有しているかどうかについて、最寄りの保健所に確認を求めることができます。

(3)　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。

(4)　この処分については、上記(3)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(3)の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

(5)　ただし、上記(3)又は(4)の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第４号様式（第５条関係）

保健所番号	１３			

第　　号
年　　月　　日

様

江東区保健所長　　印

入院勧告書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
｛第１９条第１項（第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合、第２６条において準用する場合及び第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）
第４６条第１項｝の規定により、
下記のとおり入院を勧告します。

記

１　対象者

(1)　氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)　住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　感染症の名称

類　　型	感染症
疾　病　名	

３　入院の内容

入院する医療機関	
入院すべき期限	年　　月　　日まで
入　院　期　間	年　　月　　日から
	年　　月　　日まで

４　勧告の理由

当該感染症のまん延を防止するために必要があると認められるため。

５　その他

(1)　この勧告に基づく入院は、最長＿＿＿＿＿までですが、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは延長の勧告を行うことがあります。

(2)　入院期間中いつでも、保健所に対して退院を求めることができます。この場合保健所は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の確認を行います。これが確認された場合、この勧告に基づく入院は終了します。

(3)　この勧告に従わない場合、保健所は入院の措置をすることがあります。

別記第５号様式（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

江東区保健所長　　印

健康診断措置書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
｛第１７条第２項（第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）
第４５条第２項｝の規定により、
下記のとおり健康診断を措置します。

記

１　対象者
(1)　氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(2)　住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　感染症の名称

類　　型	感染症
疾　病　名	

３　受診場所等

受診日時	
受診場所	
方　　法	

４　措置の理由
当該感染症のまん延を防止するために必要があると認められるため。

５　その他
(1)　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。
(2)　この処分については、上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。
(3)　ただし、上記(1)又は(2)の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第６号様式（第７条関係）

保健所番号	１３			

第　　号

年　　月　　日

様

江東区保健所長　　印

入院の延長勧告書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
｛第２０条第１項（第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合、第２６条において準用する場合及び第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）
第２０条第４項（第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合、第２６条において準用する場合及び第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）
第４６条第４項｝の規定により、
下記のとおり入院を勧告します。

記

１　対象者

(1)　氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)　住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　感染症の名称

類　　型	感染症
疾　病　名	

３　入院の内容

入院する医療機関	
入　院　期　間	年　　月　　日まで

４　勧告の理由

当該感染症のまん延を防止するために必要があると認められるため。

５　その他

(1)　入院期間中いつでも、保健所に対して退院を求めることができます。この場合、保健所は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の確認を行います。これが確認された場合、この勧告に基づく入院は終了します。

(2)　上記の入院期間経過後、入院を継続する必要があると認められるときは、（１０日・３０日）以内の期間を定めて、入院の期間を延長することがあります。

(3)　この勧告に従わない場合、保健所は入院の延長措置をすることがあります。

別記第７号様式（第８条関係）

保健所番号	１３			

第　　号
年　　月　　日

様

江東区保健所長　　印

入院の延長措置書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)
｛第２０条第２項（第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合、第２６条において準用する場合及び第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）
第２０条第４項（第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合、第２６条において準用する場合及び第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）
第４６条第４項｝の規定により、
下記のとおり入院延長を措置します。

記

１　対象者
(1)　氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(2)　住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　感染症の名称

類　　型	感染症
疾　病　名	

３　入院の内容

入院する医療機関	
入　院　期　間	年　　月　　日まで

４　措置の理由
当該感染症のまん延を防止するために必要があると認められるため。

５　その他
(1)　入院期間中いつでも、保健所に対して退院を求めることができます。この場合、保健所は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の確認を行います。これが確認された場合、この措置に基づく入院は終了します。
(2)　上記の入院期間経過後、入院を継続する必要があると認められるときは、（１０日・３０日）以内の期間を定めて、入院の期間を延長することがあります。
(3)　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。
(4)　この処分については、上記(3)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(3)の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。
(5)　ただし、上記(3)又は(4)の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
(6)　なお、法第４６条第４項の規定による場合を除いて、総入院期間が３０日を超えるときは、文書又は口頭により、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

別記第７号様式の次に次の２様式を加える。

別記第７号の２様式（第８条の２関係）

第　　号
年　　月　　日

様

江東区保健所長　　印

検体提出等命令書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
（第２６条の３第１項（第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）
第２６条の４第１項（第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）
第５０条第１項）の規定により、下記のとおり検体若しくは感染症の病原体の提出又は検体採取に応ずべきことを命令します。

記

１　感染症の名称

類　　型	感染症
疾　病　名	

２　命令の理由
当該感染症のまん延を防止するために必要があると認められるため。

３　提出又は採取の対象

４　提出又は採取を実施すべき期限及び方法

期　　限	
方　　法	

５　その他

(1)　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。

(2)　この処分については、上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

(3)　ただし、上記(1)又は(2)の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第７号の３様式（第８条の３関係）

第　　号
年　　月　　日

様

江東区保健所長　　印

検体収去等措置書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
（第２６条の３第３項（第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）
第２６条の４第３項（第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）
第５０条第１項）の規定により、下記のとおり検体若しくは感染症の病原体の収去又は検体採取を措置します。

記

１　感染症の名称

類　　型	感染症
疾　病　名	

２　措置の理由
当該感染症のまん延を防止するために必要があると認められるため。

３　収去又は採取の対象

４　収去又は採取を実施する日時及び方法

日　　時	
方　　法	

５　その他

(1)　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。

(2)　この処分については、上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

(3)　ただし、上記(1)又は(2)の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第８号様式及び別記第９号様式を次のように改める。

別記第８号様式（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

江東区保健所長　　印

消毒等措置命令書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)

｛第２７条第１項(第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)
第２９条第１項(第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)
第５０条第１項｝の規定により、下記のとおり消毒等の措置を命令します。

記

１　感染症の名称

類　　型	感染症
疾　病　名	

２　措置が必要な理由
当該感染症のまん延を防止するために必要があると認められるため。

３　措置の対象及び方法

４　措置を実施すべき期限又は期間

５　その他

(1)　消毒及び滅菌にあっては、消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

(2)　この通知に従わない場合、法第７７条第５号の規定に基づき、５０万円以下の罰金に処せられることがあります。

(3)　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。

(4)　この処分については、上記(3)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(3)の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

(5)　ただし、上記(3)又は(4)の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第９号様式（第１０条関係）

年　　月　　日

医療費公費負担申請書

江東区保健所長　殿

申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

患者との関係＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者個人番号

（申請者が患者本人である場合は、下記の「患者の個人番号」欄へ記入）

申請者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第３７条第１項に規定する医療に要する費用について、公費負担を申請します。

患者氏名								生年月日	年　月　日			
住　所												
患者の個人番号												
保険者等の種別	社保（本人・家族）　国保 後期高齢　生保（受給中・申請中）　組合国保（本人・家族） 自費・その他（　　）											
入院勧告等を受けた日	年　月　日											

（注１）　法第３７条の２に規定する結核に係る一般医療費公費負担申請については、別記第１０号様式を使用すること。

（注２）　患者が未成年の場合は、保護者（親権を行う者又は後見人）が申請をすること。また、保護者が法人の場合は、当該法人が申請すること。

別記第９号様式の次に次の１様式を加える。

別記第９号の２様式（第１０条関係）

年　　月　　日

江東区保健所長　殿

申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

患者との関係＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

医療費公費負担申請書

以下のとおり、医療費の公費負担を申請します。

□　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第４４条の９第１項の規定により準用される法第３７条第１項に規定する医療費

□　法第８条各項の規定により適用される法第３７条第１項に規定する医療費

□　法第５３条第１項の規定により適用される法第３７条第１項に規定する医療費

患者氏名		生年月日	年　　月　　日
住　　所			
保険者等の種別	社保（本人・家族）　国保 後期高齢　生保（受給中・申請中）　組合国保（本人・家族） 自費・その他（　　）		
入院勧告等を受けた日	年　　月　　日		

（注１）　法第３７条の２に規定する結核に係る一般医療費公費負担申請については、別記第１０号様式を使用すること。

（注２）　患者が未成年の場合は、保護者（親権を行う者又は後見人）が申請をすること。また、保護者が法人の場合は、当該法人が申請すること。

別記第１０号様式から別記第１３号様式までを次のように改める。

別記第１０号様式（第１０条関係）

年　月　日

結核医療費公費負担・東京都医療費助成申請書

殿

☐ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第３７条の２の規定により医療費公費負担を申請します。

☐ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則第１９条に基づく医療費助成(新規認定・更新)を申請します。

申請者氏名
申請者住所
電話番号　（　　）
患者との関係
申請者個人番号

（申請者が患者本人である場合は、左欄に記入）

患者の個人番号				
フリガナ		男・女	生年月日	年　月　日（　歳）
患者氏名				
住所		電話		
保険種類	１　社保本人　２　社保家族　３　国保　４　後期高齢　５　生保（受給中）　６　生保（申請中） ７　組合国保本人　８　組合国保家族 ９　自費・その他（　　）　１０　不明			
添付エックス線写真の枚数	枚	貴院カルテNo.		

保健所記入欄
発生動向調査コード

保険の種類

診断書

Ⅰ　病　名

１　　２　　３

Ⅱ　経　過

(1)　発病の時期　年　月　日
(2)　初診の時期　年　月　日
(3)　診断の時期　年　月　日
(4)　医療開始時期　年　月　日

Ⅲ　現在の受診状況

(1)　１　入院中　　２　外来治療中

入院年月日　年　月　日

(2)　入院理由　（結核・結核外［　　］）

(3)　合併症
１　じん肺　２　糖尿病　３　低肺機能　４　肝障害　５　高血圧症　６　その他（　　）
(4)　非定型抗酸菌症　１　有　２　無

Ⅳ　治療方針

１　化学療法のみでよい。
２　一応化学療法を実施した上で、その後の方針を決める。
３　外科的療法を実施する（化学療法では効果が期待できない。）。
４　化学療法、外科的療法とも効果が期待できないが、悪化防止のため化学療法を実施する。
５　その他（　　）

Ⅴ　化学療法終了の時期

１　この申請を最後として化学療法を終了する。
２　治療をなお継続する必要がある。
３　次のように考えるが、結核の診査に関する協議会の意見を聞きたい（終了・継続）。
化学療法の開始日　（　年　月）　（中断又は再治療の場合は再開日）

Ⅵ　ツベルクリン反応・ＱＦＴ等

(1)　ツベルクリン反応（最新のもの）　×／×　（　×　）
（判定日　年　月　日）

(2)　ツベルクリン反応陽転時期　年　月
(3)　ＢＣＧ接種歴　１　有（　年　月ごろ）　２　無　３　不明
(4)　リンパ球の菌特異蛋白刺激による放出インターフェロンγ試験（ＱＦＴ等）
１　陽性　２　判定保留　３　陰性（実施日　年　月　日）

診断名

１１　肺結核
１２　結核性胸膜炎
１３　結核性膿（のう）胸
１４　肺門リンパ節結核
１５　粟（ぞく）粒結核
２１　結核性髄膜炎
２２　脊椎（せきつい）結核
２３　他の骨・関節結核
２４　他のリンパ節結核
２５　尿路結核
２６　他の肺外結核

潜在性結核感染症

受療状況

１　入院中
２　外来治療中
３　治療なし
４　不明

合併症

非定型抗酸菌症

ツベルクリン反応

１　－９mm以下
２　＋１０mm以上
３　＋＋　硬結
４　＋＋＋二重発赤水泡
５　不明
６　未実施

B　C　G

Q　F　T

１　陽性　２　判定保留
３　陰性　４　判定不可
５　結果不明　６　未実施

Ⅶ　結核に関する既往医療

(1)　今回の治療　　1　①初回治療　②継続治療　　2　再治療　　3　不明

(2)　再治療の場合、既往医療

年　　月～　　年　　月　ＩＮＨ　ＲＦＰ　ＳＭ　ＥＢ　ＰＺＡ　ＰＡＳ　その他（　　）：医療機関名（　　）

年　　月～　　年　　月　ＩＮＨ　ＲＦＰ　ＳＭ　ＥＢ　ＰＺＡ　ＰＡＳ　その他（　　）：医療機関名（　　）

年　　月～　　年　　月　ＩＮＨ　ＲＦＰ　ＳＭ　ＥＢ　ＰＺＡ　ＰＡＳ　その他（　　）：医療機関名（　　）

Ⅷ　今回の治療内容

(1)　化学療法　　年　　月　　日から　抗結核薬（　　）剤使用

1　ＩＮＨ　　2　ＲＦＰ　　3　ＲＢＴ　　4　ＳＭ　　5　ＥＢ　　6　ＫＭ　　7　ＴＨ　　8　ＥＶＭ　　9　ＰＺＡ

１０　ＰＡＳ　　１１　ＣＳ　　１２　その他（　　）

１から１２までのうち局所療法に用いるもの（　　）

(2)　副腎（じん）皮質ホルモン剤の使用の有無　　1　有（薬品名　　）　　2　無

(3)　外科的療法　1　肺結核　　2　結核性膿（のう）胸　　3　泌尿器結核　　4　骨関節結核

5　その他（　　）

方法等［　　］

手術予定(実施)時期（　年　　月　　日）

外科手術の為の入院　　日間（術前　　日から　術後　　日まで）

Ⅸ　検　　査

(1)　菌所見（検査中のものは、当該検査の欄へその旨を御記入ください。）

検体記号(1－(1)　痰(たん)　1－(2)　胃液　1－(3)　喉（こう）頭粘液　2－(1)　気管支洗浄液　2－(2)　経気管支肺生検　3　尿　4　膿(うみ)　5　穿（せん）刺液　6－(1)　組織　6－(2)　他)

検体採取年月日	塗抹	培養	病原体	同定の方法：ＰＣＲ法等(検体記号)	検体採取年月日	塗抹	培養	病原体	同定の方法:ＰＣＲ法等(検体記号)
／　／	号	個	菌	法（　　）	／　／	号	個	菌	法（　　）
／　／	号	個	菌	法（　　）	／　／	号	個	菌	法（　　）
／　／	号	個	菌	法（　　）	／　／	号	個	菌	法（　　）

(2)　菌陰性化時期　　年　　月　　日

(3)　薬剤耐性試験成績

	治療開始時／実施　　年　　月	最新(実施　　年　　月)
ＳＭ	μg／ml（耐性・感受性）	μg／ml（耐性・感受性）
ＩＮＨ	μg／ml（耐性・感受性）	μg／ml（耐性・感受性）
ＰＦＲ	μg／ml（耐性・感受性）	μg／ml（耐性・感受性）
ＥＢ	μg／ml（耐性・感受性）	μg／ml（耐性・感受性）
	μg／ml（耐性・感受性）	μg／ml（耐性・感受性）
	μg／ml（耐性・感受性）	μg／ml（耐性・感受性）

Ｘ　最新のエックス線及びＣＴ所見

(1)　エックス線写真略図及びその他の所見(肺外結核の場合も同様)

(2)　撮影時期　　年　　月　　日

(3)　学会分類

部　位	①　r	②　1	③　b	⑨　該当なし	
性　状	①　I	②　II	③　III	④　pl	⑤　H
	⑥　0p	⑦　IV	⑧　V	⑨　o	
拡がり	①　1	②　2	③　3	⑨　該当なし	

(4)　ＣＴ所見（必要に応じ）　　撮影時期：　　年　　月　　日

備考

年　　月　　日

医療機関所在地

医療機関の名称　　電話　（　）

医　　師　　名　　印

注意　1　該当する文字については、その文字（頭数があるときは、その数字とする。）を○で囲んでください。

2　生活保護を受けている患者その他これに準ずる者の場合は、この申請書を２部（１部は写し）提出してください。

3　継続申請する場合は、エックス線写真その他関係書類を添えて、患者票の有効期限の２週間前までに必ず住所地を所管する保健所長あて再申請してください。

感染症の診査に関する協議会意見

保健所記入欄

発生動向調査コード

治療区分

結核薬

副腎（じん）皮質ホルモン

最新塗抹

1　陽性
2　陰性
3　検査中
4　未実施
5　不明

最新培養

1　陽性
2　陰性
3　検査中
4　未実施
5　不明
6　非定型抗酸菌

検体の種類

薬剤耐性

1　ＩＮＨ、ＲＦＰ
2　ＩＮＨのみ
3　ＲＦＰのみ
4　その他のみ
5　耐性なし
6　不明

学会分類

部位

性状

拡がり

別記第１１号様式（第１０条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

江東区保健所長　　印

医療費公費負担決定通知書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第３７条第１項（第４４条の９第１項の規定により準用される場合、第８条各項の規定により適用される場合及び第５３条第１項の規定により適用される場合を含む。）に規定する医療に要する費用について、下記のとおり公費負担することを決定したので通知します。

記

１　患者氏名　　（　　年　　月　　日生）

２　患者住所

３　勧告等を行った日　　年　　月　　日

４　入院医療機関名

５　自己負担の有無　　有　・　無

（負担額）　※　　円

※〔計算式〕２０，０００円（月額）÷その月の実日数×公費負担の期間の日数

公費負担者番号			１	３				
公費負担受給者番号								
公費負担の期間	年　月　日　～　年　月　日							

（備考）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第１２号様式（第１０条関係）

（表）

患　　者　　票

□　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第３７条の２

□　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則第１９条

<table>
<tr><td colspan="2">公費負担者番号</td><td colspan="2">１　３</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公費負担医療の受給者番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">医療費助成負担者番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">交付保健所所在地及び名称</td><td colspan="3">印</td><td>交付年月日
年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">患者</td><td>氏名</td><td colspan="4">男・女　　歳</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="4">年　月　日</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">被保険者等の別</td><td colspan="4">社保（本人・家族）　国保　後期高齢　組合国保（本人・家族）
生保（保護受給中・保護申請中）　その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">診療報酬</td><td colspan="4">健保の例　・　後期高齢の例（　年　月から）　・　協定</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">指定医療機関（病院・診療所）</td><td>名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">病名</td><td colspan="4">１　２　３</td></tr>
<tr><td colspan="2">公費負担有効期間</td><td colspan="4">年　月　日から
年　月　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">医療費助成有効期間</td><td colspan="4">年　月　日から
年　月　日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="11">医療の種類</td><td rowspan="2">Ａ　化学療法</td><td>１　抗結核薬（　）剤使用</td><td colspan="3">１　薬品名　ＩＮＨ　ＲＦＰ　ＲＢＴ　ＰＺＡ　ＳＭ　ＥＢ　ＬＶＦＸ　ＫＭ　ＴＨ　ＥＶＭ　ＰＡＳ　ＣＳ　ＤＬＭ　ＢＤＱ
２　１のうち局所療法に用いるもの（　）</td></tr>
<tr><td>２　副腎皮質ホルモン剤</td><td colspan="3">薬品名（　）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">Ｂ　外科的療法</td><td>１　肺結核</td><td colspan="3">１　肺虚脱療法　２　空洞直達療法　３　肺切除術</td></tr>
<tr><td>２　結核性膿（のう）胸</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>３　骨関節結核</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>４　泌尿器結核</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>５　その他（　）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｃ　骨関節結核の装具療法</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5">Ｄ　ＡからＣまでに必要な単純エックス線検査・ＣＴ検査、菌検査並びにＢ又はＣに必要な処置その他の治療</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｅ　Ｂ又はＣに必要な収容</td><td colspan="3">日間（術前　日から　術後　日まで）</td></tr>
<tr><td colspan="2">摘要</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（裏）

（注意事項）

1　次の場合は、直ちに居住地を管轄する保健所に届け出て表面の所定欄の訂正を受けてください。

(1)　現に診療を受けている指定医療機関を変更しようとするとき。

(2)　患者が住所を変更したとき（区内のみ。区外への転出については、２を参照。）。

2　この票の有効期間中にこの票によって公費負担を認められた診療を受ける必要がなくなったとき若しくは住所を区外に変更するとき又は有効期間が経過したときは、速やかに居住地を管轄する保健所に返却してください。

　特に、区外へ転出するときは早急に保健所に連絡してください。連絡が遅れた場合は、公費負担が受けられなくなる期間が発生する場合があります。

3　継続して公費負担の申請をする場合は、申請書にこの患者票及びエックス線写真を添えて、有効期限の２週間前までに必ず居住地を管轄する保健所長あて提出してください。

　提出のない場合は、継続の必要がないものとして公費負担が受けられなくなります。

4　再治療の公費負担の申請をする場合は、申請書にこの患者票及びエックス線写真を添えて、居住地を管轄する保健所長あて提出してください。

5　患者票の有効期間中に「医療の種類」欄に記入されたもの以外の医療が必要になったときは、この患者票を添付して、改めて公費負担の申請をしてください。

6　入院の期間の変更については、この患者票に変更の申請書を添付して、居住地を管轄する保健所長に提出してください。

7　不正にこの票を使用した者は、刑法により詐欺罪として罰せられます。

（備考）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第１３号様式（第１０条関係）

（表）

第　　号

年　　月　　日

様

江東区保健所長　　印

結核医療費公費負担・東京都医療費助成申請却下通知書

あなたから申請のあった

□　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第３７条の２に基づく医療費公費負担

□　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則第１９条に基づく医療費助成

は、下記の理由により（負担・助成）しないことに決定したので通知します。

記

１　主病名

２　申請医療内容

ＩＮＨ・ＲＦＰ・ＲＢＴ・ＰＺＡ・ＳＭ・ＥＢ・ＬＶＦＸ・ＫＭ・ＴＨ・ＥＶＭ・ＰＡＳ・ＣＳ・ＤＬＭ・ＢＤＱ

手術（　　）

その他（　　）

３　感染症の診査に関する協議会意見

４　申請却下理由

(1)　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第２０条の２の規定に該当しない。

(2)　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成１１年東京都規則第１１２号）第１９条の規定に該当しない。

(3)　その他（　　）

５　保険種別

社保（本人・家族）　国保　後期高齢

組合国保（本人・家族）　生保（受給中・申請中）　その他（　　）

（裏）

（備考）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第２３号様式を次のように改める。

別記第２３号様式（第１９条関係）

年　　月　　日

療養費支給申請書

江東区保健所長　殿

申請者氏名

患者との関係

申請者個人番号

（申請者が患者本人である場合は、下記の「患者の個人番号」欄へ記入）

申請者住所

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第４２条第１項の規定により療養費の支給を申請します。

患者氏名								生年月日	年　月　日				
住所													
患者の個人番号													
保険者等の種別	社保（本人・家族）　国保 後期高齢　生保（受給中・申請中）　組合国保（本人・家族） 自費・その他（　　）												
入院勧告等を受けた日	年　月　日												
支給を受けようとする療養費の額	円												
緊急その他やむを得ない理由 （法第３７条第１項又は第３７条の２第１項に基づく申請を行っていない場合）													

（注）　患者が未成年の場合は、保護者（親権を行う者又は後見人）が申請すること。また、保護者が法人の場合は、当該法人が申請すること。

別記第２３号様式の次に次の１様式を加える。

別記第２３号の２様式（第１９条関係）

年　　月　　日

療養費支給申請書

江東区保健所長　殿

申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

患者との関係＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以下のとおり、療養費の支給を申請します。

□　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第４４条の９第１項の規定により準用される法第４２条第１項に規定する医療費

□　第８条各項の規定により適用される法第４２条第１項に規定する医療費

□　第５３条第１項の規定により適用される法第４２条第１項に規定する医療費

患者氏名		生年月日	年　月　日
住　所			
保険者等の種別	社保（本人・家族）　国保 後期高齢　生保（受給中・申請中）　組合国保（本人・家族） 自費・その他（　　）		
入院勧告等を受けた日		年　月　日	
支給を受けようとする療養費の額		円	
緊急その他やむを得ない理由 （法第３７条第１項又は第３７条の２第１項に基づく申請を行っていない場合）			

（注）　患者が未成年の場合は、保護者（親権を行う者又は後見人）が申請すること。また、保護者が法人の場合は、当該法人が申請すること。

別記第２４号様式及び別記第２５号様式を次のように改める。

別記第２４号様式（第１９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

江東区保健所長　　印

療養費支給決定通知書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第４２条第１項（第４４条の９第１項の規定により準用される場合、第８条各項の規定により適用される場合及び第５３条第１項の規定により適用される場合を含む。）の規定に基づき、申請のあった療養費について、下記のとおり支給することを決定したので通知します。

記

１　支給額　　円

２　患者氏名　　（　　年　　月　　日生）

３　患者住所

４　勧告等を行った日　　年　　月　　日

５　勧告等による入院期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

６　入院医療機関名

別記第２５号様式（第２０条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

江東区保健所長　　印

報告又は協力の要請書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ｛第４４条の３第１項／第５０条の２第１項｝の規定により、下記のとおり報告又は協力を求めます。

記

１　対象者

(1)　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　感染症の名称

類　　型	感染症
疾　病　名	

３　報告又は協力の内容

４　報告又は協力を求める期間

５　報告又は協力を求める理由

当該感染症のまん延を防止するために必要があると認められるため。

別記第２６号様式中「第２１条」を「第２４条」に改め、同様式を別記第３２号様式とし、別記第２５号様式の次に次の８様式を加える。

別記第２６号様式（第２０条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

江東区保健所長　　印

報告又は協力の要請書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ｛第４４条の３第２項 / 第５０条の２第２項｝の規定により、下記のとおり報告又は協力を求めます。

記

１　対象者

(1)　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　感染症の名称

類　　型	感染症
疾　病　名	

３　報告又は協力の内容

４　報告又は協力を求める期間

５　報告又は協力を求める理由

当該感染症のまん延を防止するために必要があると認められるため。

６　その他

(1)　協力の求めに従わない場合は、法第１９条第１項（法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合、法第２６条において準用する場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）及び第４６条第１項の規定により、入院の勧告を行うことがあります。

(2)　(1)による勧告に基づき入院した場合は、法第３７条第３項の規定により、入院費用の一部又は全部の自己負担が発生することがあります。

別記第２７号様式（第２１条関係）

年　　月　　日

医療費公費負担申請書

江東区保健所長　殿

申請者氏名

患者との関係

申請者個人番号

（申請者が患者本人である場合は、下記の「患者の個人番号」欄へ記入）

申請者住所

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 { 第４４条の３の２第１項 / 第５０条の３第１項 } の規定により医療費の公費負担を申請します。

患者氏名								生年月日	年　月　日				
住　所													
患者の個人番号													
保険者等の種別	社保（本人・家族）　国保 後期高齢　生保（受給中・申請中）　組合国保（本人・家族） 自費・その他（　　）												
外出自粛の協力の求めを受けた日	年　月　日												

（注）　患者が未成年の場合は、保護者（親権を行う者又は後見人）が申請をすること。
また、保護者が法人の場合は、当該法人が申請すること。

別記第２７号の２様式（第２１条関係）

年　　月　　日

医療費公費負担申請書

江東区保健所長　殿

申請者氏名

患者との関係

申請者住所

以下のとおり、医療費の公費負担を申請します。

□　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第４４条の９第１項の規定により準用される法第４４条の３の２に規定する医療費

□　法第８条第２項又は第３項の規定により適用される法第４４条の３の２に規定する医療費

患者氏名		生年月日	年　　月　　日
住　　所			
保険者等の種別	社保（本人・家族）　国保 後期高齢　生保（受給中・申請中）　組合国保（本人・家族） 自費・その他（　　）		
外出自粛の協力の求めを受けた日	年　　月　　日		

（注）　患者が未成年の場合は、保護者（親権を行う者又は後見人）が申請をすること。また、保護者が法人の場合は、当該法人が申請すること。

別記第２８号様式（第２１条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

江東区保健所長　　印

医療費公費負担決定通知書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
｛第４４条の３の２第１項（第４４条の９第１項の規定により準用される場合及び第８条第２項又は第３項の規定により適用される場合を含む。）第５０条の３第１項｝に規定する医療に要する費用について、下記のとおり公費負担することを決定したので通知します。

記

１　患者氏名　　（　　年　　月　　日生）

２　患者住所

３　勧告等を行った日　　年　　月　　日

４　入院医療機関名

５　自己負担の有無　　有　・　無

（負担額）　※　　円

※［計算式］２０，０００円（月額）÷その月の実日数×公費負担の期間の日数

公費負担者番号			1	3				
公費負担受給者番号								
公費負担の期間	年　月　日　～　年　月　日							

別記第２９号様式（第２２条関係）

年　　月　　日

療養費支給申請書

江東区保健所長　殿

申請者氏名

患者との関係

申請者個人番号

（申請者が患者本人である場合は、下記の「患者の個人番号」欄へ記入）

申請者住所

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 { 第４４条の３の３第１項 / 第５０条の４第１項 } の規定により、療養費の支給を申請します。

患者氏名								生年月日	年　月　日			
住所												
患者の個人番号												
保険者等の種別	社保（本人・家族）　国保 後期高齢　生保（受給中・申請中）　組合国保（本人・家族） 自費・その他（　　）											
外出自粛の協力の求めを受けた日	年　月　日											
支給を受けようとする療養費の額	円											
緊急その他やむを得ない理由												

（注）　患者が未成年の場合は、保護者（親権を行う者又は後見人）が申請すること。また、保護者が法人の場合は、当該法人が申請すること。

別記第２９号の２様式（第２２条関係）

年　　月　　日

療養費支給申請書

江東区保健所長　殿

申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

患者との関係＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以下のとおり、療養費の支給を申請します。

□　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第４４条の９第１項の規定により準用される法第４４条の３の３に規定する医療費

□　法第８条第２項又は第３項の規定により適用される法第４４条の３の３に規定する医療費

患者氏名		生年月日	年　　月　　日
住　　所			
保険者等の種別	社保（本人・家族）　国保 後期高齢　生保（受給中・申請中）　組合国保（本人・家族） 自費・その他（　　）		
外出自粛の協力の求めを受けた日	年　　月　　日		
支給を受けようとする療養費の額	円		
緊急その他やむを得ない理由			

（注）　患者が未成年の場合は、保護者（親権を行う者又は後見人）が申請すること。また、保護者が法人の場合は、当該法人が申請すること。

別記第３０号様式（第２２条関係）

年　　月　　日

療養費支給申請書

江東区保健所長　殿

申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

患者との関係＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以下のとおり、療養費の支給を申請します。

□　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第４４条の９第１項の規定により準用される法第４４条の３の３に規定する医療費

□　法第８条第２項又は第３項の規定により適用される法第４４条の３の３に規定する医療費

患者氏名		生年月日	年　　月　　日
住　　所			
保険者等の種別	社保（本人・家族）　国保 後期高齢　生保（受給中・申請中）　組合国保（本人・家族） 自費・その他（　　）		
外出自粛の協力の求めを受けた日	年　　月　　日		
支給を受けようとする療養費の額	円		
緊急その他やむを得ない理由			

（注）　患者が未成年の場合は、保護者（親権を行う者又は後見人）が申請すること。また、保護者が法人の場合は、当該法人が申請すること。

別記第３１号様式（第２３条関係）

入退院結核患者届出票

江東区保健所長　殿

結核患者が{ 入院 / 退院 }したので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第５３条の１１の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　患者情報　　年　月　日届出

氏　名		住　所	
性　別	男　・　女	生年月日	年　月　日（　歳）
保険種別	社保（本人・家族）　国保　後期高齢 生保（受給中・申請中）　組合国保（本人・家族）　自費・その他（　）		
＜患者が未成年の場合は以下にも記載＞			
保護者氏名			
保護者住所			

※　保護者とは親権を行う者又は後見人をいう。保護者が法人の場合は、その名称と主たる所在地を記載のこと。

２　届出事項　□ 入院　□ 退院

病　名				
入院年月日	年　月　日	退院年月日	年　月　日	
＜退院の場合は以下にも記載＞				
退院事由	軽快　自己退院　転症（疾患名：　） 死亡（結核・結核以外）　転院（転院先：　）			
退院時病状	活動性分類	活動性感染性　活動性非感染性　不活動性		
	学会分類	Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ　Ⅳ　Ⅴ		
	指導区分	要医療　要観察　観察不要		
	菌検査（塗抹）	－　±　＋　２＋　３＋（　年　月　日）　不検		
	菌検査（培養）	－　＋（　週）（　年　月　日）　不検		
	手　術	無　有（　年　月実施）		

※　結核患者が入院又は退院したときは、７日以内に最寄りの保健所にお届けください。

備考

（　）

病院所在地：
病　院　名：
管理者氏名：

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規　則　（　教　）

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則及び江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年５月２６日

江東区教育委員会

教育長　　本　多　健一郎

教育委員　安　部　敏　啓

◎江東区教育委員会規則第４号

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則及び江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

（江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正）

第１条　江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成１４年３月江東区教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第７条中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正）

第２条　江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成１２年３月江東区教育委員会規則第１４号）の一部を次のように改正する。

別記第３号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の別記第３号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓　　令

◎江東区訓令甲第１２号

庁　中　一　般
出　　張　　所
事　　業　　所

江東区安全衛生管理者等設置規程（平成３年２月江東区訓令甲第１号）の一部を次のように改正する。

令和７年５月２８日

江東区長　　大久保　朋　果

第４条第１項第２号中「職員課長」を「支援担当課長」に改める。

附　則

この規程は、令和７年６月１日から施行する。

訓　令　（　議　）

◎江東区議会訓令甲第３号

江東区議会事務局

江東区議会議員政治倫理条例施行規程を次のように定める。

令和７年５月２３日

江東区議会議長　　釼　先　美　彦

江東区議会議員政治倫理条例施行規程

（趣旨）

第１条　この規程は、江東区議会議員政治倫理条例（令和７年５月江東区条例第２９号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（兼業の報告）

第２条　条例第６条第１項の兼業報告書は、兼業報告書（別記第１号様式）によるものとする。

（請負の報告）

第３条　条例第７条第１項の請負状況等報告書は、請負状況等報告書（別記第２号様式）によるものとする。

２　条例第７条第２項の請負状況等訂正届は、請負状況等訂正届（別記第３号様式）によるものとする。

３　議員は、議会及び議員の活動を積極的に区民に明らかにし、自ら率先して説明責任を果たさなければならない。

（報告書等の閲覧）

第４条　条例第８条の規定により兼業報告書、請負状況等報告書又は請負状況等訂正届（以下これらを「報告書等」という。）の閲覧を請求しようとする者は、閲覧請求書（別記第４号様式）を議長に提出するものとする。

２　閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

３　報告書等は、前項の場所以外に持ち出してはならない。

４　閲覧した者は、それによって得た情報を適正に使用するとともに、その情報を不正に使用してはならない。

５　報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

６　議長は、前各項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

（調査請求書等）

第５条　条例第９条第１項後段の調査請求書の様

式は、調査請求書（別記第５号様式）によるものとする。
２　条例第９条第１項に規定する請求代表者は、同項前段の規定により調査請求に係る署名を求めようとするときは、署名簿（別記第６号様式）に前項に規定する調査請求書の原本又は写しを添えて提出するものとする。
３　前項の署名は、署名をする者が自筆により行わなければならない。ただし、本人が署名することができないときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第７４条第８項の規定の例により委任を受けた者（区内に住所を有する満１８歳以上の者に限る。）が代筆することができる。
４　請求代表者は、法第７４条第７項に定める期間は、調査請求し、又は署名を求めることができない。
５　条例第９条第１項の調査請求の内容が議長に関するものであるときは、次条及び第７条の規定中「議長」とあるのは「副議長」と読み替えるものとする。
（調査請求の却下に係る要件）
第６条　条例第９条第４項に規定する議長が別に定める要件は、次に掲げるものとする。
(1)　条例第５条第１項各号に定める政治倫理基準に違反する行為に係る事項でないとき。
(2)　調査請求の際、現に議員でない者に係る事項であるとき。
(3)　調査請求の際、現に条例第１０条第１項の規定により委員会に付託されている事項又は既に委員会の審査が終了している事項であるとき。
（政治倫理基準の違反行為に対する措置）
第７条　条例第１２条第１項の必要と認める措置は、次に掲げるものとする。ただし、２以上の措置を併せて講ずることを妨げない。
(1)　議場における議長による注意
(2)　本会議、委員会等の一定期間の出席停止勧告
(3)　議長、委員長等の役職辞任勧告
(4)　議員辞職勧告
（審査結果の公表等）
第８条　条例第１３条に規定する審査結果の概要の公表は、江東区議会ホームページ又はこうとう区議会だよりへの掲載により行うものとする。
（その他）
第９条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附　則
この規程は、令達の日から施行する。

別記第１号様式（第２条関係）

年　月　日

兼業報告書

江東区議会議長　殿

江東区議会議員　氏名

私は（　自ら事業を営むこととなった・法人役員等に就任した　・　　年　月　日付で報告した内容に変更が生じた　）ので、江東区議会議員政治倫理条例第６条の規定により、下記のとおり報告します。

記

法人等について

法人等の名称			
法人等の所在地			
法人等の事業内容			
役職名			
就任年月日	年　月　日	辞任年月日	年　月　日
備考			

その他の法人等について（複数ある場合）

法人等の名称			
法人等の所在地			
法人等の事業内容			
役職名			
就任年月日	年　月　日	辞任年月日	年　月　日
備考			

その他の法人等について（複数ある場合）

法人等の名称			
法人等の所在地			
法人等の事業内容			
役職名			
就任年月日	年　月　日	辞任年月日	年　月　日
備考			

（注）自ら事業を営んでいるときは、法人等の名称の欄にその職業名を記入してください。

別記第２号様式（第３条関係）

年　　月　　日

請負状況等報告書

江東区議会議長　殿

江東区議会議員　氏名

私が自ら営んでいる事業又は私が役員等に就いている法人等の事業の前会計年度における区に対する請負について、江東区議会議員政治倫理条例第７条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（単価契約である場合は契約金額及びその旨）	昨年度（会計年度）に支払を受けた額
支払いを受けた総額			

（注）契約金額及び昨年度に支払を受けた額の欄には消費税及び地方消費税込みの額を記入

別記第３号様式（第３条関係）

年　　月　　日

請負状況等訂正届

江東区議会議長　殿

江東区議会議員　氏名

私が自ら営んでいる事業又は私が役員等に就いている法人等の事業の前会計年度における区に対する請負について、訂正があったため、江東区議会議員政治倫理条例第７条第２項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　訂正箇所

２　訂正の理由

別記第４号様式（第４条関係）

年　月　日

閲覧請求書

江東区議会議長　殿

住　所
氏　名
電　話

私は、江東区議会議員政治倫理条例第８条の規定により、次のとおり閲覧を請求します。

請求対象となる議員の氏名	
閲覧を請求する報告書等	
閲覧の目的	（具体的に記載してください。）

別記第５号様式（第５条関係）

年　月　日

調査請求書

江東区議会議長　殿

調査請求代表者
住　所
氏　名
電　話

私は、江東区議会議員政治倫理条例第９条第１項の規定により、次のとおり調査を請求します。

調査請求対象となる議員の氏名	
違反行為の内容	
違反根拠となる政治倫理基準の条項	

（注）１　この調査請求書には、当該違反行為に係る資料を添付してください。
２　この調査請求書には、署名簿（別記第６号様式）を添付してください。

別記第６号様式（第５条関係）

署　名　簿

江東区議会議員政治倫理条例第９条第１項の規定による　　年　月　日付別添調査請求書（別記第５号様式）の趣旨に賛同し、署名します。

また、江東区議会議長が江東区選挙管理委員会に対し、署名した者が選挙人名簿に登録された者であることの確認を求めることについて、同意をします。

番号	署名年月日	氏名	住所（江東区より後）	生年月日	代筆者の氏名・住所・生年月日

（注）１　署名簿には、各署名簿に通じる一連の番号を付してください。

２　署名する方は、自署願います。署名ができない場合、江東区議会議員政治倫理条例施行規程第５条第３項の規定により、区内に住所を有する満１８歳以上の方が代筆することができます。

告　　示

◎江東区告示第２３５号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の２０第１項及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条の２８第１項の規定に基づき事業所を指定したので、下記のとおり公示する。

令和７年５月７日

江東区長　　大久保　朋　果

記

１　設置者の名称及び主たる事務所の所在地
　エデュケア・マネジメント株式会社
　　東京都江東区大島６－２２－６－３０７
２　事業所の名称及び所在地
　相談支援事業所こうとうケア
　　東京都江東区大島６－２２－６－３０７
３　指定年月日
　令和７年５月１日
４　事業の種類
　特定相談支援事業
　障害児相談支援事業
５　事業の主たる対象者
　知的障害者・精神障害者・障害児・難病等対象者

◎江東区告示第２３９号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和６０年１０月江東区条例第２８号）第１５条第２項及び第２３条第２項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから１か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第１５条第３項及び第２３条第２項の規定により、当該自転車を処分する。

令和７年５月９日

江東区長　　大久保　朋　果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第２４４号

下記事件につき、令和７年第１回江東区議会臨時会を５月２３日に招集する。

令和７年５月１６日

江東区長　　大久保　朋　果

記

１　特別委員会の廃止について
２　特別委員会の設置について
３　江東区議会議員政治倫理条例
４　専決処分した事件の報告及び承認について

◎江東区告示第２５１号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和６０年１０月江東区条例第２８号）第１５条第２項及び第２３条第２項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから１か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第１５条第３項及び第２３条第２項の規定により、当該自転車を処分する。

令和７年５月２３日

江東区長　　大久保　朋　果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第２５９号

介護保険法第１１５条の２２第１項の規定により指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第１１５条の３０の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和７年６月２日

江東区長　　大久保　朋　果

記

１　介護保険事業所番号
　１３７０８０７２３０
２　事業所の名称及び所在地
　ロジケア清澄白河
　　東京都江東区白河３－３－３－１０１
３　事業者の名称、所在地及び代表者
　株式会社ロジケア
　　兵庫県芦屋市大原町４－１０
　　理事長　佐野　武
４　指定年月日
　令和７年６月１日
５　サービスの種類
　介護予防支援

◎江東区告示第２６０号

介護保険法第７８条の５第２項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第７８条の１１の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和７年６月２日

江東区長　　大久保　朋　果

記

１　介護保険事業所番号
　１３７０８０５３０９
２　事業所の名称及び所在地
　トーリツ・エス・サポート
　　東京都江東区住吉２－３－１８井尾ビル１階
３　事業者の名称、所在地及び代表者
　株式会社トーリツ
　　東京都葛飾区東立石２－１４－１２
　　代表取締役　高垣　利明
４　廃止年月日
　令和７年５月１２日
５　サービスの種類
　地域密着型通所介護

◎江東区告示第２６２号

行旅死亡人について

下記の者は、令和７年３月２４日午前７時４０分頃、東京都江東区亀戸八丁目２２番旧中川河川敷にて死亡しているところを発見されました。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当たりの方は、当区生活支援部保護第二課まで申し出てください。

令和７年６月２日

江東区長　　大久保　朋　果

記

１　死亡人　　本籍・住所・氏名不詳、年齢約３０～４０歳代、男性
２　特　徴　　中髪、白髪交じり、面長、中肉、身長１６１ｃｍ、カーキ色トレーナー、黒色ズボン、黒色運動靴

◎江東区告示第２６７号

下記事件につき、令和７年第２回江東区議会定例会を６月１１日に招集する。

令和７年６月４日

江東区長　　大久保　朋　果

記

１　令和６年度江東区繰越明許費繰越計算書について
２　令和７年度江東区一般会計補正予算（第１号）
３　包括外部監査契約の締結について
４　江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について
５　仙台堀川公園周辺路線道路改良工事（Ａ－２工区）請負契約
６　若洲公園整備事業（特定公園施設）整備工事請負契約
７　江東区江東公会堂改修工事請負契約
８　江東区江東公会堂電気設備改修工事請負契約
９　江東区江東公会堂機械設備改修工事請負契約
１０　特別養護老人ホーム塩浜ホーム改修工事請負契約
１１　特別養護老人ホーム塩浜ホーム電気設備改修工事請負契約
１２　特別養護老人ホーム塩浜ホーム機械設備改修工事請負契約
１３　江東区亀高第二保育園改修工事請負契約
１４　江東区南砂第三保育園改修工事請負契約
１５　江東区立東雲小学校校舎その他改修工事請負契約
１６　江東区立東雲小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約
１７　江東区立東雲小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約
１８　議決を得た契約の契約変更について（仙台堀川公園周辺路線道路改良工事（Ａ－１工区）請負契約）
１９　議決を得た契約の契約変更について（横十間川水門橋改築工事請負契約）
２０　議決を得た契約の契約変更について（取水ポンプ所改築に伴う仙台堀川公園復旧工事請負契約）
２１　議決を得た契約の契約変更について（砂潮橋塗装工事請負契約）
２２　議決を得た契約の契約変更について（千石橋東側塗装工事請負契約）
２３　議決を得た契約の契約変更について（江東区スポーツ会館改修工事請負契約）
２４　議決を得た契約の契約変更について（江東区スポーツ会館電気設備改修工事請負契約）
２５　議決を得た契約の契約変更について（江東区スポーツ会館機械設備改修工事請負契約）
２６　議決を得た契約の契約変更について（江東区障害者福祉センター改修工事請負契約）
２７　議決を得た契約の契約変更について（江東区障害者福祉センター電気設備改修工事請負契約）
２８　議決を得た契約の契約変更について（江東区障害者福祉センター機械設備改修工事請負契約）
２９　議決を得た契約の契約変更について（江東区深川南部保健相談所外１ヶ所改修工事請負

契約）
３０　議決を得た契約の契約変更について（江東区深川南部保健相談所外１ヶ所電気設備改修工事請負契約）
３１　議決を得た契約の契約変更について（江東区深川南部保健相談所外１ヶ所機械設備改修工事請負契約）
３２　議決を得た契約の契約変更について（江東区立小名木川小学校改築電気設備工事請負契約）
３３　議決を得た契約の契約変更について（江東区立小名木川小学校改築機械設備工事請負契約）
３４　議決を得た契約の契約変更について（江東区立深川第六中学校校舎その他改修工事請負契約）
３５　江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
３６　江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
３７　江東区特別区税条例の一部を改正する条例
３８　江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
３９　江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
４０　江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例
４１　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例
４２　江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

◎江東区告示第２６８号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和６０年１０月江東区条例第２８号）第１５条第２項及び第２３条第２項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから１か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第１５条第３項及び第２３条第２項の規定により、当該自転車を処分する。

令和７年６月５日

江東区長　　大久保　朋　果

〔別紙省略〕

告　示　（　教　）

◎江東区教育委員会告示第６号

江東区文化財保護条例（昭和５５年１０月江東区条例第３２号）第１０条第１項の規定に基づき、下記について江東区指定文化財に指定する。

令和７年５月１２日

江東区教育委員会

教育長　　本多　健一朗

記

新規指定

１　江東区指定有形文化財（建造物）

（１）新大橋親柱

江東区新大橋１－２　新大橋東詰公園

平成２２年３月２６日登録

◎江東区教育委員会告示第７号

江東区文化財保護条例（昭和５５年１０月江東区条例第３２号）第４条第１項の規定に基づき、下記について江東区登録文化財に登録する。

令和７年５月１２日

江東区教育委員会

教育長　　本多　健一朗

記

新規登録

１　江東区登録無形文化財（生活技術）

（１）木工（桶）

江東区千田６－１０　川又　勝美

２　江東区登録史跡

（１）石田波郷宅跡

江東区北砂２－１付近

◎江東区教育委員会告示第８号

下記により、令和７年第５回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和７年５月２０日

江東区教育委員会

教育長　　本多　健一朗

記

１　日時　令和７年５月２３日（金）

午前１０時

２　場所　江東区役所

３　議題

日程第１　議案第１７号　江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起に関する意見聴取

日程第２　議案第１８号　江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則及び江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

日程第３　議案第１９号　江東区立東雲小学校校舎その他改修工事請負契約に関する意見聴取

日程第４　議案第２０号　江東区立東雲小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約に関する意見聴取

日程第５　議案第２１号　江東区立東雲小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約に関する意見聴取

日程第６　議案第２２号　議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取（江東区立深川第六中学校校舎その他改修工事）

日程第７　議案第２３号　議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取（江東区立小名木川小学校改築電気設備工事）

日程第８　議案第２４号　議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取（江東区立小名木川小学校改築機械設備工事）

日程第９　議案第２５号　江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を

改正する条例に関する意見聴取

日程第１０　議案第２６号　江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

４　報告事項

(1)　江東区教育施策大綱の策定について　ほか

５　協議事項

(1)　江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第１０条に定める施設状況の公表について

告　示　（　選　）

◎江東区選挙管理委員会告示第９号

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３０条の１１の規定により、江東区の在外選挙人名簿から、別紙のとおり１名を抹消した。

令和７年５月２０日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第１０号

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２８条第４号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり２名を抹消した。

令和７年６月２日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第１１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条第１項及び第７５条第１項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成１６年法律第５９号）第４条第１項及び第５条第１項の規定による選挙権を有する者の総数の５０分の１の数並びに地方自治法第７６条第１項、第８０条第１項、第８１条第１項及び第８６条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第８条第１項の規定による選挙権を有する者の総数の４０万を超える数の６分の１の数と４０万の３分の１の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第４条第１１項及び第５条第１５項の規定による選挙権を有する者の総数の６分の１の数は、次のとおりである。

令和７年６月２日

江東区選挙管理委員会

１　選挙権を有する者の総数の５０分の１の数

８，６３７

２　選挙権を有する者の総数の４０万を超える数の６分の１の数と４０万の３分の１の数とを合算した数

１３８，６４２

３　選挙権を有する者の総数の６分の１の数

７１，９７５

告　示　（　監　）

◎江東区監査委員告示第９号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第９項、江東区監査基準（令和２年４月１日江東区監査委員訓令甲第１号）第１７条の規定に基づき、令和６年度第４回定期財務監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和７年５月１５日

江東区監査委員　松　土　英　男
同　佐　竹　としこ
同　やしきだ　綾香
同　河　野　清　史

〔別紙〕

令和６年度第４回定期財務監査報告書

第１　監査の範囲

１　監査の対象事項

令和４年度、５年度及び６年度における小学校、中学校、幼稚園（以下「学校（園）」という。）の財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について監査を実施した。

なお、本年度は、「特別教室（図工室、美術室、家庭科室等）における安全管理について」を重点監査項目とした。

２　監査の対象施設

(1)　小学校（１４校）
深川、臨海、越中島、元加賀、枝川、第一亀戸、香取、第二大島、大島南央、砂町、第三砂町、第五砂町、東砂、亀高

(2)　中学校（８校）
深川第一、深川第三、深川第四、深川第七、第三亀戸、大島西、第三砂町、第二南砂

(3)　幼稚園（５園）
元加賀、枝川、第一亀戸、大島、第五砂町

３　監査の実施期日

令和７年１月１６日から同年２月１４日までのうち１５日間

第２　監査の手続

監査対象施設の概要及び歳出予算の執行状況等の関係資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。

第３　監査の結果

監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、概ね適正かつ効率的に執行又は処理されていると認められ、また重点監査項目の特別教室（図工室、美術室、家庭科室等）における安全管理についても、特に指摘する事項はないが、一部において不適正な事例があったので別項で意見を付す。

なお、監査の際に散見された事務上の軽微な誤りについては、各学校（園）及び関係部署に対し、口頭で改善を促した。

第４　監査委員意見

学校教職員向け勤怠管理システムが導入されてから約４年が経過した。導入から約１年後に実施した監査では、学校から操作性等の課題があることを聴取したが、学校と教育委員会事務局が連携し改善を重ねてきたことで、現在は概ね順調に運用がなされていることが今回の監査で確認できた。

そのうえで、一部の学校において以下のような不適正な事例が見受けられた。

(1)　出勤簿に打刻エラーや早退、遅刻の表示が残ったまま処理されていない。

(2)　休暇・職免等処理簿において、子どもの看護休暇や慶弔休暇、職務専念義務の免除を申請した際の事由（摘要欄）が正しく入力されておらず、申請基準を満たしているか確認できない。

システムの導入は、一般的に業務効率の向上が期待されるものであるが、処理が滞ったり、誤った認識のまま処理を続けてしまうと、修正にも時間を要し、却って整理保管者の負担が大きくなってしまう側面もある。

各学校におかれては、システムの利点を十分活用し、整理保管者のみならず、職員一人ひとりが出勤記録の適正な処理を行われたい。

また、会計年度任用職員の勤怠管理については、令和４年度及び５年度に引き続き、今年度に実施した学校（園）においても不適正な事例が多く見られ、多様な職種や勤務形態に起因する出勤簿管理の煩雑さが常態化している。

教育委員会事務局においては、実態を今一度確認し、勤怠管理の適正性を向上させ、学校（園）現場の負担を軽減する方策がないか検討されたい。

【参照】江東区立学校職員出勤記録及び出勤簿理規程

（出勤記録の確認）

第５条　職員（出勤簿適用職員を除く。以下この条において同じ。）は、自己の出勤記録を確認し、出勤、勤務の状況等に関する事実と異なる場合は、速やかにシステムにより修正しなければならない。

２　整理保管者は、職員の出勤、勤務の状況等に関する事実及び出勤記録を確認し、必要があると認める場合は、速やかに当該職員に出勤記録をシステムにより修正させなければならない。

区　　議　　会

◎区議会議決事項（令和７年第１回臨時会）

５月２３日、会期１日で開会した令和７年第１回江東区議会臨時会において、別記の事項を議決した。

１　選任同意（区長提出）

議案第３８号　江東区監査委員選任同意方について

金　子　ひさし
髙　村　きよみ
（５月２３日同意）

２　報告（区長提出）

報告第１号　専決処分した事件の報告及び承認について

（５月２３日承認）

３　議案（議員提出）

議案第２号　交通対策推進・地下鉄８号線延伸特別委員会の廃止について

議案第３号　庁舎建設についての特別委員会の設置について

議案第４号　江東区議会議員政治倫理条例

（以上５月２３日原案可決）

４　その他の議決事項等

常任委員会委員の選任について

議会運営委員会委員の選任について

（以上５月２３日選任）

清掃港湾・臨海部対策特別委員会委員の辞任許可及び選任について

防災・まちづくり対策特別委員会委員の辞任許可及び選任について

医療・介護・高齢者支援特別委員会委員の辞任許可及び選任について

（以上５月２３日許可及び選任）

議長辞職許可について

副議長辞職許可について

（以上５月２３日許可）

議長選挙　　釰　先　美　彦（当選）

副議長選挙　　関　根　友　子（当選）

（以上５月２３日選挙）